# 益子町第3次環境基本計画





アカマツ復活プロジェクト



水生生物調査

2023 (令和5) 年3月 益子町

# あいさつ



私たちの住む益子町は、美しい里山風景や水辺環境、また多様な動植物など、豊かな自然に恵まれています。先人たちは、この中で伝統と文化を育み、町民はもとより多くの人々から愛される「陶の里・益子」の環境をつくり、守り伝えてきました。

しかし、近年私たちを取り巻く環境は様々な問題に直面しています。地球温暖化に伴う気候変動、エネルギー資源問題、生物多様性の保全など、より広域的・複合的な視点で取り組まなければならない環境問題を抱えるようになりました。また、地球規模の環境問題に対して、「パリ協定」の採択、「持続可能な開発目標(SDGs)」や「カーボンニュートラル」の推進など、国際間で協調して取り組む動きが活発になっています。

こうした多種・多様な環境問題を解消していくためには、環境問題を自らの問題として 捉え、環境に配慮した生活様式への転換を図るとともに、町民、事業者のみなさまと行政 が一体となって取り組むことが必要です。そして、今に生きる私たちは、かけがえのない 環境を次世代に引き継いでいかなければなりません。

「益子町第3次環境基本計画」は、「益子町環境保全条例」で掲げる「環境保全の町まして」を実現するための、総合的、体系的な施策を策定したものです。第2次計画を踏襲しつつ、本町の目標とする望ましい環境像としての「自然をいつくしみ、やすらぎはぐくむ、陶の里」の形成を引き続き目指してまいりたいと考えておりますので、町民、事業者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の前身である「益子町第2次環境基本計画」の推進から本計画の策定まで多大なるご協力をいただきました益子町環境基本計画推進委員会、また益子町環境審議会の委員のみなさまに心から御礼を申し上げ、ごあいさつといたします。

2023 (令和5) 年3月

益子町長 広田 茂十郎

# 目 次

第1章 計画の基本的	]事項																							
1 - 1. 計画策定の	背景		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1-2. 計画の位置(	付け		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	3
1-3. 計画対象地域	或・		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	4
1-4. 計画の対象	とする	環境	色の	範	井	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	4
1-5. 計画の期間			•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	4
1-6. 第2次計画	の評価	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第2章 環境の現状																								
																								7
(1)脱炭素社会に、																								13
(2)循環型社会に	ついて	•	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
2-2. 環境の現状	• •		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
(1)生活環境につい	ハて		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
(2)自然環境につい	いて	• •	•	•		•	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
第3章 望ましい環境																								
3-1. 望ましい環境	竟像	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
3-2. 環境像実現に	に向け	ての	基	本的	的な	送考	え	方	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
第4章 環境施策の基	本目村	票と	推社	隹																				
4 - 1 . 基本目標の記	没定		•	•		•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•		•	•	•	31
4-2. 環境施策の何	本系		•	•		•	•		•	•	•		•	•			•	•	•		•	•	•	32
4-3. 環境施策の	推進		•	•		•	•		•	•	•		•	•			•	•	•		•	•	•	33
(1)創意工夫を重ね	ね、ム	ダを	省	ζ,	土	边球	に1	優し	د يا ر	ま	ち・	づく	; b		•	•	•	•	•	•	•	•	•	33
(2)手を取りあって	て、助	け合	うう	<b>、</b> f	憂し	11	環	境の	ま	ち	づ	< !	)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
(3)命をはぐくむ、	豊か	な自	1然	の	まち	っづ	<	り	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
(4) 革織 女化の語	い 立	1.5.8	Z	4	Lσ	、揺	培	1- 4	۰۰ ج	71	し、	べん	· n											42

第5章	重点目標の推進																
5 - 1	. ごみダイエット作	戦 •			•												45
5 - 2	. 地球に優しい益子	町民の	取組		•		•										46
5 - 3	. ふるさとの川委員	会 •			•		•				•				•		47
5 - 4	. 生命を支え、文化	の根源	たる里	里山の	モ	デル	地	ヹゔ	<	り	•						48
5 - 5	. 現地で見て体験す	る環境	学習の	)ネッ	· }	ワー	ク・	づく	り	•	•				•		49
第6章	計画の推進																
6 - 1	. 各主体の役割 ・				•				•		•	•					50
6 - 2	. 計画推進の流れ				•				•		•	•					51
6 - 3	. 進行管理体制 •				•		•		•		•	•		•	•	•	52
資料網	扁																
・益子	<b></b> 可環境基本計画推進	委員会委	5員名	簿													

- ・益子町環境審議会委員名簿
- ・2013(平成25)年1月以降の主要環境関連公布法令等
- ・用語解説

# 第1章 計画の基本的事項

# 1-1 計画策定の背景

本町では、1999 (平成 11) 年に益子町環境保全条例を制定しました。その上で 2003 (平成 15) 年 3 月に「益子町環境基本計画」(以下、第 1 次計画)を策定し、環境政策を総合的かつ計画的に推進してきました。さらに、2013 (平成 25) 年 3 月に「益子町第 2 次環境基本計画」(以下、第 2 次計画)を策定し、望ましい環境像を "自然をいつくしみ、やすらぎはぐくむ、陶の里" として本町の環境の保全と創造に関する施策を展開してきました。この第 2 次計画を策定してから 10 年が経過し、以下に示すように環境に関する新しい動きがみられます。

### SDGs (持続可能な開発目標)

○2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットにおいて採択され、持続可能な社会の実現に向けて、2030 (令和 12) 年までを目標に世界全体の経済・社会・環境を調和させる取り組みとして、「SDGs (持続可能な開発目標)」が掲げられています。



#### パリ協定の発効

○2015 (平成 27) 年にパリで開催された COP21 で採択され、2016 (平成 28) 年 11 月に発効されました。パリ協定では世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて、2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力をすることとしています。そして今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ (排出量と吸収量を均衡させること=カーボンニュートラル) にすることを目指しています。

#### 2050年カーボンニュートラルへの対応

○前述したパリ協定に基づき、国及び栃木県では、カーボンニュートラルの達成目標年次を2050(令和32)年に設定しています。国は2021(令和3)年6月に「地域脱炭素ロードマップ〜地方からはじまる、次の時代への移行戦略〜」を決定し、これから5年間で集中的に政策を総動員し、推進していくこととしています。栃木県は2022(令和4)年3月に「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ(工程表)」、2023年(令和5)年に「栃木県カーボンニュートラル実現条例(仮称)」を制定し、各分野の取組を牽引・加速化することを目指しています。

#### 気候変動適応法の施行

○2018 (平成 30) 年 12 月に「気候変動適応法」が施行され、これに基づく「気候変動適応計画」が閣議決定されました。「気候変動適応計画」では、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の7つの分野において、気候変動による様々な影響に対して、適応していくための対策を推進していくこととしています。

### プラスチックごみや食品ロスへの対応

○ポイ捨てなど適切な処分がされないことにより、海に流れ出たペットボトルやレジ袋などが海洋汚染や生態系に大きな影響を及ぼし、世界中で問題となっています。国では、2019 (令和元) 年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030 (令和 12) 年までに、使い捨てのプラスチック (容器包装など)をこれまでの累積も含めて 25%削減することを目標にしています。

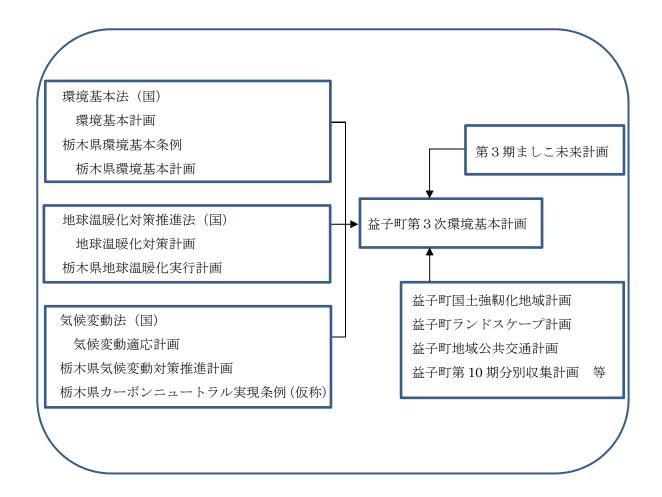
また、まだ食べられるにも関わらず捨てられてしまう「食品ロス」は、国全体で2017(平成29年)度に約612万トンが発生しています。この食品ロスを削減するために、2019(令和元)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食べ残しの削減、フードバンクの活用などの取り組みが進められています。

このような環境に関する新しい動きを念頭に置きつつ、第2次計画の行動・施策の評価を踏まえた上で、新たに「益子町第3次環境基本計画」を策定しました。

# 1-2 計画の位置付け

本計画は益子町環境保全条例にある「環境保全の町益子」の実現のために、総合的かつ計画的に環境政策を実行していくための計画であり、「第3期ましこ未来計画」を環境の面から実現するための個別計画として位置付けし、町が策定する環境に関する施策等は本計画と整合を図ることとします。

また、国や栃木県の環境基本法・条例及び環境基本計画等との関連性を考慮するとともに、本町が国や栃木県、近隣自治体等と連携を取りながら進めていく施策や事業の方針について示します。



# 1-3 計画対象地域

計画対象地域は益子町全域とします。

# 1-4 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、以下の通りとします(表 1-1)。

表 1-1 計画の対象範囲

生活環境	大気環境、水環境、土壌環境、騒音振動、悪臭等
自然環境	自然公園、生物多様性、里山林、外来種、景観等
循環型社会	廃棄物、リサイクル、食品ロス、プラスチックごみ等
脱炭素社会	カーボンニュートラル、再生可能エネルギー、省エネルギー、
	気候変動適応等
環境教育	環境 Weeks、環境学習、環境情報等

# 1-5 計画の期間

本計画は、2023 (令和 5) 年度から 2032 (令和 14) 年度の 10 年間を計画期間とします。なお、本町を取り巻く社会情勢や自然環境の変化に伴い、時代のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

# 1-6 第2次計画の評価

第 2 次計画の中で、リーディングプロジェクトとして重点的に取組むべき目標を掲げ、2022 (令和 4) 年度を目標年次とし、取組を推進してきました。以下に第 2 次計画の評価を示します (表 1-2)。

表 1-2 第 2 次計画のリーディングプロジェクトの評価

# 1-1 ごみダイエット作戦

参考とする数値目標	①組合処理ごみ量:5,242 t/年 (エコステーション+芳賀郡中部環境衛生事務組合) ②生ごみ等リサイクル量:500 t/年 ③リサイクル率の向上 28% (H25)
数値目標を達成	①組合処理ごみ量 4,420 t /年 (R3)
数値目標を未達成	②生ごみ等リサイクル量 355 t /年 (R3) ③リサイクル率 26% (R3)

### 1-2 地球に優しい益子町民の取組

あなたもやってみよう 地球温暖化対策	各町民、各事業所が地球温暖化対策をそれぞれ実施。 対策実施例:エコドライブ、省エネ製品の購入、地産地消 等。
	・住宅用太陽光発電システム設置費補助件数 264 件 (H25~R3)
再生可能エネルギー・ 省エネルギーの啓発活動 の推進	<ul> <li>・住宅用蓄電池設置費補助件数 35 件 (R1~R3)</li> <li>・電気自動車等充給電システム (V2H) 設置費補助件数 1件 (R2~R3)</li> <li>・住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助件数 22 件 (H28~R3)</li> </ul>
益子町地球温暖化防止実 行計画(事務事業編)の 推進	町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算) R3 1,919 t -CO2 (目標を達成) (基準値(H29) 2,087 t -CO2 目標(R5) 2,024 t -CO2)

### 2 ふるさとの川委員会

	①水質:各調査地点において BOD 値が環境基準値 A 類型							
	(2mg/L)を達成し、かつ改善する。							
参考とする数値目標	②水生動植物:生息数、生息場所の広がりを促進させる。							
	(環境指標生物:メダカ、ホタル)							
	②水生動植物:ホタルは小宅地区や小泉地区で生息数の増							
数値目標を達成	加を確認。メダカは小学校の水生生物調査で生息を確認。							
W. H = 1= 2 L > L > 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	①H25~R3の夏季の水質調査は概ね環境基準を満たしてい							
数値目標を未達成だが、	た。冬季の水質調査は夏季調査と比較して、環境基準を超							
H24 当時の水質は維持	過する地点が増加する傾向がみられた。							

### 3 生命を支え、文化の根源たる里山のモデル地区づくり

成果指標	①里山のモデル地区数:3地区以上
	梅ヶ内地区に関しては完了。大平地区に関しては継続して
成果指標を未達成	活動中。新規のモデル地区の選定はなし。

# 4-1 環境ボランティア特典付与制度

成果指標	①参加人数、環境ボランティア活動団体数
	資源物回収団体やボランティアとして環境活動に参加した
成果指標を達成	方々へ地域通貨を交付。H26~R3 に延べ 107 人、30 団体
	に交付。

# 4-2 現地で見て体験する環境学習のネットワークづくり

成果指標	①ネットワーク拠点の実行数、参加人数
<b>戊田松禰久法氏</b>	H25~R3 に 20 団体、延べ 7,640 人が参加。
成果指標を達成	(R2 からはコロナ禍のため未実施の団体あり)

# 第2章 環境の現状

# 2-1 町の概況

### ○位置・概要

本町は栃木県の南東部に位置し、真岡市、市貝町、茂木町、茨城県桜川市に接しています。町の東側は八溝山地が連なり、西側には小貝川が南北に流れ、その流域には平地が広がっています。また、日本屈指の窯業地として知られ、茨城県の笠間市とともに「かさましこ~兄弟産地が紡ぐ"焼き物語"~」として、2020(令和 2)年 6 月 19 日に日本遺産に認定されました。

### ○人口・世帯数

本町の人口は 2000 (平成 12) 年の 25,685 人をピークに減少しており、2022 (令和 4) 年の 9月1日時点で 21,223 人となっています。国勢調査の統計では、2010 (平成 22) 年には総人口に占める 65 歳以上の割合は 22.4%でしたが、2022 (令和 4) 年には 32.4%に上昇しています。総世帯数は 2022 (令和 4) 年 9月 現在で 7,835 世帯であり、この 10 年程は横ばいとなっています。



益子陶器市

#### ○土地利用

本町の地目別土地利用は、山林が 25.4%、田が 15.0%、畑が 12.9%となって おり、これらが町域 (89.40 km) の約 53%を占めています (図 2-1)。その他は 32.4%となっていますが、その内訳は県営林や国有林が占めています。

町全域が都市計画区域に指定されており、このうち益子地区及び七井地区が用途地域に指定され市街地としての整備が図られています。概ね 10 年以内に益子町役場周辺土地区画整理事業を実施し、役場周辺地区においては、良好な都市環境の形成を目指し、低未利用地の有効活用、良好な宅地の供給や公共施設の整備改善、無電柱化の推進を図っていく予定となっています。

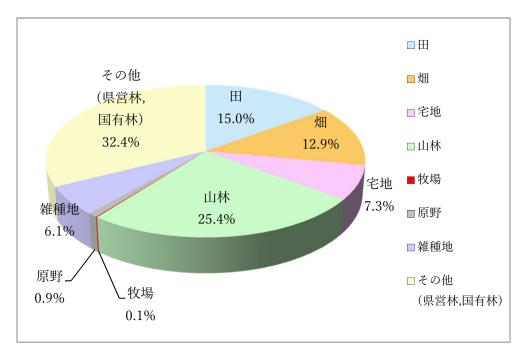


図 2-1 土地利用図(令和 4 年度)

出典:令和4年版芳賀地区統計書

#### ○地理

本町は、総面積 89.40km²で県都宇都宮市から南東に約 20km の位置にあり、南端は茨城県桜川市と接しています。本町の東部は八溝山地の一部に属し、海抜 533.3m の雨巻山を最高峰に、高館山(302m)などが位置し、町内の半分以上が山地や丘陵地、台地で構成されています。また、西側には小貝川が南北にゆったりと流れ、流域には平地が分布しています。

#### ○道路・交通

本町の道路網は、一般国道 121 号、123 号、294 号の 3 路線、主要地方道宇都 宮笠間線、つくば益子線の 2 路線及び一般県道 8 路線が幹線道路網を形成してい ます (表 2-1、図 2-2)。鉄道に関しては、茨城県筑西市から茂木町を結ぶ真岡鐵 道が町の西側を南北に走り、益子駅と七井駅があります。

バスに関しては、益子駅と東武宇都宮駅を結ぶ路線バスが運行しており、東京・秋葉原方面と結ぶ関東やきものライナーも運行しています。

表 2-1 本町の主要道路一覧

→般国	国道	一般県道				
国道 121 号	国道 121 号 6,532 m		93 m			
国道 123 号	国道 123 号 8,293 m		197 m			
国道 294 号	国道 294 号 1,240 m		4,222 m			
主要地	主要地方道		3,794m			
宇都宮笠間線	7,169 m	塙芳賀線	4,767 m			
つくば益子線	つくば益子線 8,842 m		6,301 m			
		益子公園線	6,966m			
		山本下大羽線	5,700 m			

出典:令和4(2022)年度 真岡土木事務所ガイド(令和4年)

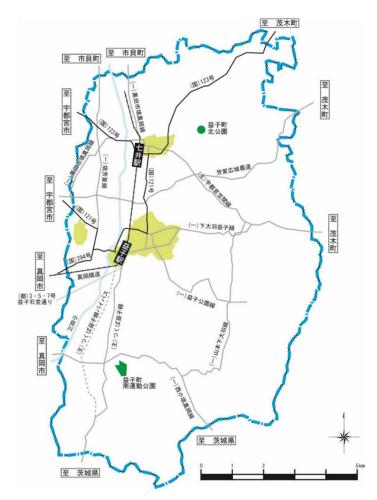


図 2-2 本町の道路網図

出典: 益子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(2021(令和3)年)

### ○河川

本町には利根川水系一級河川の小貝川が西側を流れ、その支流となる一級河川が4河川あります(表 2-2)。

八溝山地より流れ出るぐみ川、百目鬼川、大羽川、小宅川は、主に北西方向に流れ、南流する小貝川の支流をなしています。町内を縦横に流れる河川網により、川は身近で、水辺空間に恵まれています。

表 2-2 本町の河川の状況

種別	河川名	全延長(km)	流域面積(km²)
一級河川	小貝川	26.5	161.2
一級河川	ぐみ川	4.4	15.3
一級河川	百目鬼川	4.0	9.1
一級河川	大羽川	10.0	23.4
一級河川	小宅川	4.0	20.2

出典:令和4(2022)年度真岡土木事務所ガイド(令和4年)

### ○文化財

本町では、国指定重要文化財等(表 2-3)が8件(内1件は登録有形文化財)、 県指定文化財が36件、町指定文化財が66件、合計110件の文化財が指定・登 録されています。国指定の文化財は西明寺、地蔵院、綱神社、円通寺等の寺社の 建築で、室町時代のものです。県指定の文化財は有形文化財の彫刻が多く、中世 の仏像が主です。町指定文化財は江戸時代の寺社建築等の建造物と天然記念物の 樹木です。

表 2-3 本町の国指定重要文化財等一覧

No	種別	名称など	員数	指定年月日	所在地
1	建造物	西明寺三重塔	1基	昭和 25.8.29	益子
2	建造物	西明寺楼門	1 棟	昭和 25.8.29	益子
3	建造物	地蔵院本堂	1 棟	昭和 25.8.29	上大羽
4	建造物	綱神社本殿	1 棟	昭和 25.8.29	上大羽
5	建造物	綱神社摂社大倉神社本殿	1 棟	昭和 25.8.29	上大羽
6	建造物	円通寺表門	1 棟	昭和 25.8.29	大沢
7	建造物	西明寺本堂内厨子	1基	昭和 37.6.21	益子
8	建造物	旧南間ホテル別館	1 棟	令和 2.4.3	益子
0	(登録文化財)	(ましこ悠和館)	1 休	77 711 2.4.3	JIII. 1

#### ○産業

本町の産業別従事者数は、サービス業が最も多く、次いで製造業、卸小売業、 建設業、農業の順となっています(図 2-3)。

第2次環境基本計画の作成時に参考とした平成24年時の資料と比較すると、サービス業の割合が増え、製造業と入れ替わっています。

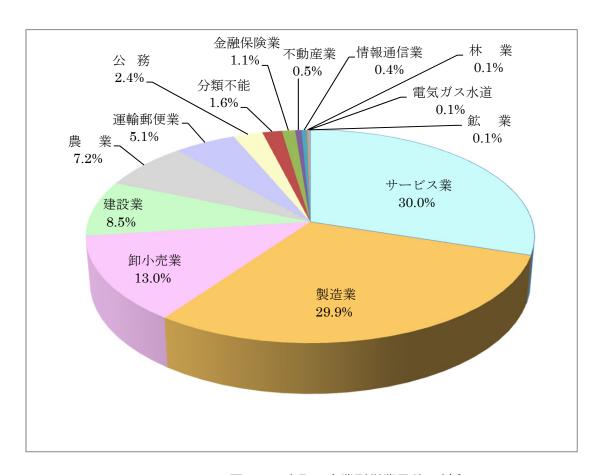


図 2-3 本町の産業別従業員数の割合

出典:令和3年版 芳賀地区統計書

#### ○公園・緑地

本町には、益子県立自然公園があり、アカマツやコナラ、クリ、ヤマザクラなどで覆われている里山林です。林内には散策路、芝生広場、吊り橋、展望塔など豊かな自然とふれあうことができる多くの憩いの場が整備されています。また、公園内には史跡・文化財が数多く点在し、県内の他の地域ではあまり見られない植物や昆虫が生息する地としても知られています。

本町には他に、自然環境を活かした、小貝川親水公園、あじさい公園、高館山森林公園、堂ケ入沢親水公園及び大郷戸ダムを利用した親水公園などが整備されています。また、大規模な都市計画公園としては北公園及び南運動公園が整備されています。

#### (1) 脱炭素社会について

#### ○地球温暖化

2009 (平成 21) 年4月から、町の各部署が所管する事務・事業や各町有施設におけるエネルギー消費状況を毎月記録し、点検しています。2023 (令和5) 年度の目標値を2,024t-CO<sub>2</sub>としていますが、2020 (令和2) ~2021 (令和3) 年度は目標値を達成しており、温室効果ガス排出量を削減しています (表 2-4)。また、住宅用太陽光発電システム設置や住宅用定置型蓄電池設置、V2H機器設置、住宅用木質バイオマスストーブ設置の各費用の一部を助成しており、普及促進を図っています。

表 2-4 町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量

単位:  $t-CO_2$ 

基準値 (H29 年度 )	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	目標値 (R5 年度)	
2,087	2,097	2,107	1,988	1,919	2,024	

#### ○交通

栃木県における  $CO_2$ 排出状況は、自動車・鉄道による交通由来の  $CO_2$ 排出量が 30%を占めています。益子町における乗用車の保有台数の推移は、2021(令和 3)年度で 15,848 台であり、この 5 年の傾向をみると総数は横ばい傾向が続いています(表 2-5)。内訳は普通車と軽四輪車は増加傾向ですが、小型車は減少傾向が続いています。第 3 期まして未来計画では、電気自動車等保有台数は 2019(令和元)年度時点で 49 台となっています。

表 2-5 町の乗用車保有台数

単位:台数

区分		H29 H30		R1	R2	R3	
	普通車	4,603 4,614		4,746	4,722	4,837	
乗用車	小型車	6,173	5,979	5,782	5,589	5,397	
	軽四輪車	5,256	5,370	5,504	5,582	5,614	
総	数	16,032	15,963	16,032	15,893	15,848	

出典:芳賀地区統計書(平成29~令和3年版)

### ○気候変動

本町の最寄りの気象観測所が設置してある宇都宮市の年平均気温はこの 100年で 2.2°C上昇しています (図 2-4)。また、真夏日と熱帯夜の日数は増加傾向があり、特に熱帯夜は 2000 (平成 12)年以降に多く発生しています。気候変動による町への影響として、農作物への影響、自然環境の変化や熱中症等の人体への影響等の様々な影響が生じると考えられます。

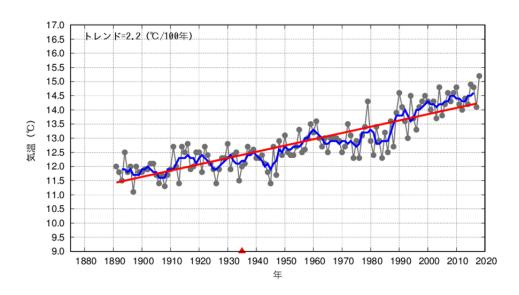


図 2-4 宇都宮の年平均気温(1891~2018年)

出典: 気候変化レポート 2018 - 関東甲信・北陸・東海地方 - (東京管区気象台)

#### (2) 循環型社会について

#### ○再生資源

本町では、ごみの排出抑制及び有効利用の一環として、集団での資源物回収などの住民活動に対して奨励金(資源物回収奨励金制度)を交付し、支援を行っています。2014(平成 26)年度からは地域通貨でも奨励金を受け取れるようにしています。

集団資源物回収の 2021 (令和 3) 年度の実績は 68 団体、640,340kg であり、2016 (平成 28) 年の 76 団体、784,272 kgのピーク時から減少傾向がみられます (表 2-6)。

燃えるごみとして排出されている生ごみを分別収集、堆肥化する事業を 2013 (平成 25) 年 1 月から一部地域で先行実施し、2014 (平成 26) 年 4 月から町内全域で開始しました。2014 (平成 26) 年の生ごみ処理量は 491,750 kgでしたが、2021 (令和 3) 年度は 354,854 kgであり、減少傾向が続いています (表 2-7)。

町全体から排出される廃棄物は2014(平成26)年から横ばい傾向が続いており、リサイクル率は2014(平成26)年をピークに減少傾向がみられます(図2-6)。

年 度 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 実施団体数 72 73 75 76 75 76 76 71 68 実施自治会数 65 66 67 67 67 67 67 66 67 716,104 779,263 753,963 784,272 | 741,932 | 732,428 671,166 616,893 資源物 重量(kg) 640,340 45,674 回収量 前年比 63,159 **▲**25,300 30,309 **▲**42,340 **▲**9,504 **▲**61,262 **▲**54,273 23,447

表 2-6 本町の集団資源物回収の状況

表 2-7 本町の	D生ごみ処理事業の状況
-----------	-------------

年	度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
内 訳 (kg)	家庭系	204,839	435,982	370,391	320,775	302,950	278,670	263,276	251,955	244,470
	給食	7,420	7,292	8,510	8,610	8,090	6,890	5,270	4,100	5,955
	事業系	0	48,476	60,230	80,836	92,719	95,955	114,070	86,970	104,429
計	(kg)	212,259	491,750	439,131	410,221	403,759	381,515	382,616	343,025	354,854

### **○廃棄物**

本町の一般廃棄物は、芳賀郡中部環境衛生事務組合及び芳賀地区広域行政事務組合で広域処理されています。芳賀郡中部環境衛生事務組合で収集・運搬し、芳賀地区広域行政事務組合で中間処理から最終処分に至るまでを行っています。本町では、資源物は、紙類、缶類、ペットボトル、びん類、衣類・布類に区分されており、収集体制は可燃ごみ・生ごみが週2回、資源物(紙類、缶類、ペットボトル)が月2回、不燃ごみと資源物(びん類、衣類・布類)が月1回行われており、粗大ごみは原則自己搬入で、自己搬入できない場合は戸別回収も実施しています(図2-5)。また、事業所から排出された生ごみの一部を町外で処理しています。

図 2-6 に町民の分別したごみリサイクルの推移を示します。2018 (平成 30) 年度から町独自でエコ土曜日 (資源物の定期回収)を実施し、紙類、缶類・ペットボトル・ビール瓶・一升瓶、衣類、使用済み小型家電、製品プラスチックを回収しています。また、2022 (令和 4) 年 8 月からは食器類の試験回収を始めています。

また、し尿処理については芳賀地区広域行政事務組合で行っており、町内にある第1環境クリーンセンター(処理能力:90kl/日)で処理されています。

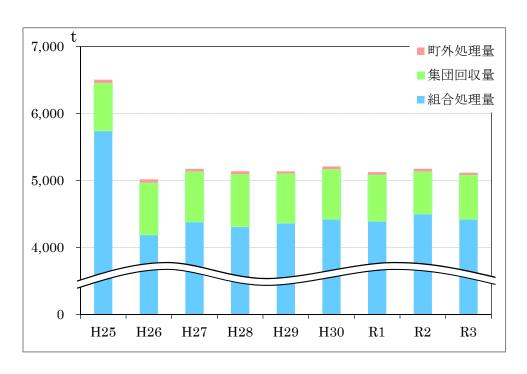


図 2-5 本町のごみ排出量の状況

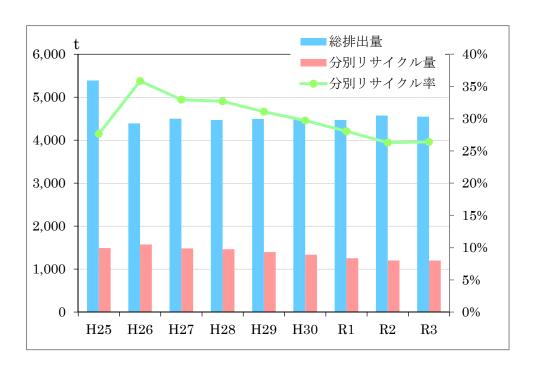


図 2-6 町民のリサイクル量などの推移





エコ土曜日の資源物回収

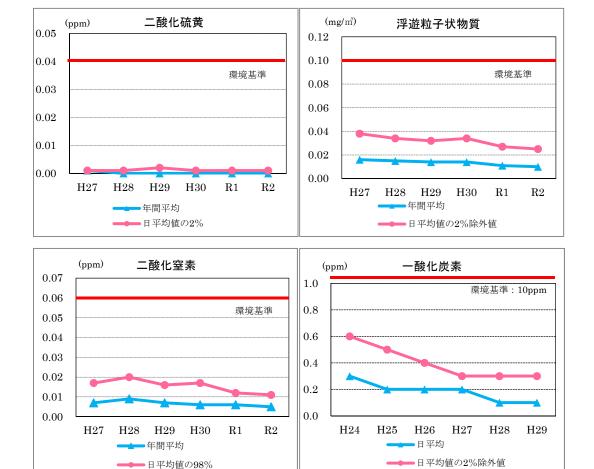
# 2-2 環境の現状

### (1) 生活環境について

#### ○大気汚染

大気汚染に関しては、一般環境大気測定局が町役場に設置されており、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)の測定を行っています。2020(令和 2)年度の測定結果から、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質(PM2.5)は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは達成していません(図 2-7)。

また、大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素の推移について、本町に隣接する真岡市の一般環境大気測定局(真岡市役所に設置)の測定結果をみると、いずれも環境基準を達成しています(図 2-7)。一酸化炭素については、小山測定局(2018(平成 30)年で廃止)の測定結果をみると、環境基準を達成しています(図 2-7)。



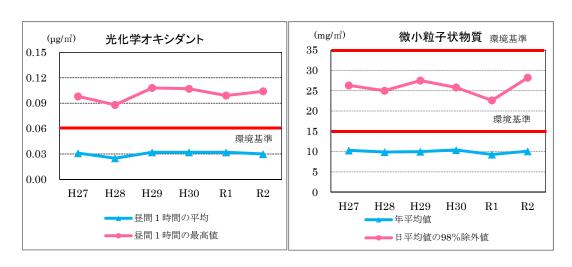


図 2-7 本町及び近隣市の大気汚染状況

出典:栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書(令和2年度)

#### ○水質汚濁

水質汚濁の代表的な指標となる生物化学的酸素要求量 (BOD) の過去 5 年間 (2017 (平成 29) 年~2021 (令和 3) 年度) 平均値でみると、七井下川、塙用水、新町用水、星の宮住宅排水及び弁天池付近の 5 地点で環境基準値 (A 類型) を超過しました (図 2-8)。

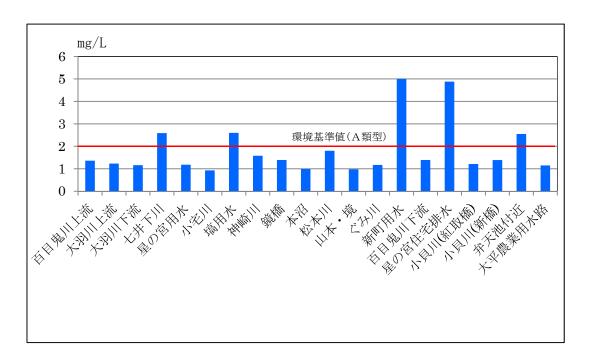


図 2-8 地点別河川水質汚濁 (BOD) の状況 (H29~R3 年度各 2 季平均)

#### ○土壌汚染

土壌に関する苦情は 2017 (平成 29) 年度 0 件、2018 (平成 30) 年度 1 件、2019 (令和元) 年度 1 件、2020 (令和 2) 年度 0 件、2021 (令和 3) 年度 0 件でした。土壌汚染対策法に基づく特定有害物質による土壌汚染の状況については、町内において同法に基づく指定基準を超過する区域は確認されておりません。

### ○騒音・振動

騒音に関する苦情は 2017 (平成 29) 年度 4 件、2018 (平成 30) 年度 6 件、2019 (令和元) 年度 3 件、2020 (令和 2) 年度 2 件、2021 (令和 3) 年度 1 件と減少傾向がみられます。振動に関する苦情は 2017 (平成 29) 年度から 2021 (令和 3) 年度までの 5 年間は 0 件でした。

#### ○悪臭

悪臭に関する苦情は、2017 (平成 29) 年度から 2021 (令和 3) 年度までの 5年間は、毎年 2 件であり、第 2 次基本計画作成時の 10 年前より減少傾向にあります。

### ○地盤沈下

県で調査している、「栃木県地盤変動・地下水位調査報告書(令和元年度)」によると、益子町から一番近い調査地点は真岡市にあり、その結果をみると、他の調査地点と比較して、大きな地盤沈下は確認されておりません。

なお、地盤沈下については、本町では過去 10 年間、発生に係る報告や苦情などの相談はありません。

#### ○化学物質

国においては、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく、化学物質排出移動量届出制度(PRTR)の運用が始められており、化学物質による環境汚染の実態把握と工場・事業場などに対する適正な指導、ダイオキシン類の削減対策の推進、化学物質による環境汚染の未然防止の推進を図る必要があります。

#### ○放射性物質

本町においては、2011 (平成23) 年12月から継続的に町内60ヶ所以上で空間放射線量の測定を実施していましたが、基準値を大幅に下回る状況が続いたため、2019 (平成31) 年4月より、測定場所を益子町役場のモニタリングポストのみの測定に変更しました。2022 (令和4) 年現在においても、空間放射線量は基準値を下回っています。

#### (2) 自然環境について

#### ○気象

栃木県は寒暖の気温差の大きい内陸的な気候で、本町も同様の特性を示しています(図 2-9、2-10)。夏は雷の発生が多く、冬は乾燥した風が吹きます。積雪は年に数回です。

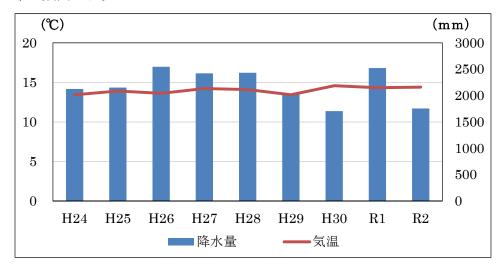


図 2-9 真岡観測所における降水量と平均気温の年間変動

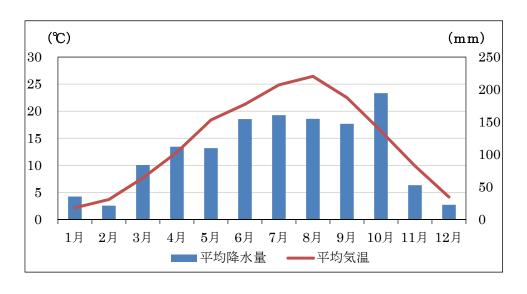


図 2-10 真岡観測所における過去 5 年間の月別の平均降水量と平均気温

出典: 気象庁 HP

#### ○地形

本町は、栃木県東部、茨城県境に位置し、地形は形成年代順に山地、丘陵、台地、低地と四つに分類されます。

本町の東部は八溝山地が占めており、そこから流れる河川は、町の西部を南流する小貝川につながっています。また、各山地周辺には丘陵が広がっています。

小貝川右岸には、河岸段丘の平坦地が広がり、北から南に緩やかに傾斜しています。小貝川左岸の台地は右岸に比べ表面の起伏が大きく、ぐみ川流域の台地は小河川のつくった扇状地が河川によって浸食されたものです。河川周辺に広がる沖積地は、現在の河川が形成した地形面であり、地盤は軟弱で低湿な場所が多くなっています。

#### ○植物

本町の東側に連なる八溝山地には、年間の平均気温と標高の違いにより、暖温 帯性植物と冷温帯性植物の両種の生育が確認できます。栃木県の保護上注目すべき地形・地質・野生動植物をまとめた「栃木県版レッドリスト(2018 改訂版)」においても、常緑広葉高木林として「高舘山のスダジイ群落」、「綱神社のスダジイ群落」、岩上・岩隙草本群落として「雨巻山のヒメシャガ群落」、冷温帯落葉広葉高木林として「雨巻山のブナ群落」の4群落が選定されております。いずれも植物群落保護の必要性が考えられる植物群落 C ランクとして評価されています。

保護上注目すべき植物として、「レッドデータブックとちぎ 2018」には、シダ植物、種子植物、蘚苔類、藻類、地衣類の 5 つの分類群で本町における注目種の確認があります。保護上注目すべき種については、その保護の緊急度に応じたカテゴリ(ランク)評価が行われており、注目度の高い順から「絶滅危惧 I 類(A ランク)、絶滅危惧 II 類(B ランク)、準絶滅危惧(C ランク)、情報不足、絶滅のおそれのある地域個体群、及び要注目」の 6 つに分類されています。

以下に、各分類群において、A ランクから C ランクまでの代表的な種について記載します。

#### ①シダ植物

A ランクでコハシゴシダ、B ランクでキジノオシダ、ナガバノイタチシダ、C ランクでイワヒバの 4 種が確認されています。

### ②種子植物

A ランクでキキョウ、ツルギキョウ、ヤマホオズキ、トチカガミ、カモノハシ、ハバヤマボクチの 6 種、B ランクで、イヌノフグリ、タイワンスゲ及びヒメミクリなど 18 種、C ランクで、オオヒキヨモギ、キンラン及びトウゴクヘラオモダカなど 27 種の合計 51 種が本町で確認されています。



写真 2-1 キンラン

#### ③蘚苔類

C ランクでオオミズゴケの1種が確認されています。

#### **4藻類**

B ランクでチャボフラスコモ、C ランクでニッポンフラスコモの 2 種が確認されています。

### ⑤地衣類

C ランクでフイリツメゴケの1種が確認されています。

### ○動物

保護上注目すべき動物として、「レッドデータブックとちぎ 2018」には、鳥類、爬虫類、両生類、貝類(淡水産貝類)、貝類(陸産貝類)、昆虫、土壌動物の 7 つの分類群で本町における注目種の確認があります。併せて水生生物については、町及び町内の小学生により 2002 (平成 14) 年度から継続実施されている定点における水生生物調査などで確認された注目すべき種を整理しました。なお、レッドデータブックのカテゴリ(ランク)については、植物と同様となります。

### 1 鳥類

B ランクでサシバ、アオバズク、C ランクで、オオタカ、ヨタカ、ヤマドリの計 5 種が本町で確認されています。



写真 2-2 サシバ



写真 2-3 オオタカ

### ②両生類・爬虫類

B ランクでアカハライモリ、ツチガエル、C ランクでトウキョウダルマガエル、アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエルの計 6 種の両生類が本町で確認されています。

爬虫類では、B ランクでヒガシニホントカゲ、C ランクでヤマカガシ及びニホンマムシの計3種が本町で確認されています。



写真 2-4 トウキョウダルマガエル



写真 2-5 シュレーゲルアオガエル

### ③昆虫類

A ランクでミズスマシ、クロシジミ、コミズスマシ、ウスズミケンモンの4種、B ランクでハウチワウンカ、ウスバカマキリ及びウスミミモンキリガなどの7種、C ランクでタガメ、ヘイケボタル及びマイコアカネなど13種の合計24種が本町で確認されています。

#### 4)魚類

「レッドデータブックとちぎ 2018」には、本町における注目種の確認記録はありませんが、地域住民や町内の小学生などにより実施されている水生生物調査の結果(2008(平成 20)年~2021(令和 3)年)をみると、A ランクでタナゴ、B ランクでホトケドジョウ及びジュズカケハゼ、C ランクでギバチ、ヒガシシマドジョウの計 5 種が確認されています。

一方で、特定外来生物種に指定されている魚類として、同調査結果から、 オオクチバス、コクチバス、ブルーギルが確認されています。

#### ⑤その他の生物

淡水産貝類、陸産貝類及び土壌動物の3つの分類で本町における注目種の確認があります。淡水産貝類では、ヨコハマシジラガイ(Aランク)の1種、陸産貝類では、キセルモドキ(Cランク)の1種、土壌動物では、キノボリトタテグモ(Bランク)の1種が本町で確認されています。

#### ○景観及び自然空間

本町には、小貝川や大羽川などの河川とそれに沿って広がる農地、また、益子県立自然公園(高舘山)、雨巻山などの自然景観が多く残されています。また、指定文化財など歴史的景観が広く分布しています。

一方で、太陽光発電施設の設置、アカマツ枯れにより、昔ながらの豊かな自然 景観が損なわれつつあります。

本町の優れた自然環境や景観を保全するため、自然との調和に配慮した適切な 林地開発、アカマツ林の保全などに努める必要があります。

#### ○外来種

2022 (令和 4) 年現在、町内で報告事例はないものの、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリが県内で生息範囲を広げており、町内でいつ発見されてもおかしくない状況です。また、県内においてアメリカミンクやアマゾントチカガミ等の新たな外来種の侵入による生態系への影響や農作物の被害等が懸念されています。



写真 2-6 クビアカツヤカミキリ

### ○野生鳥獣

町ではイノシシなどによる野生鳥獣の農作物の被害防止のため、地元の猟友会の協力のもと、年間を通して町内全域で捕獲を実施しています。巻狩(複数人数で行うイノシシ猟)に関しては、春と秋の2回実施しております。

# 第3章 望ましい環境像の設定

# 3-1 望ましい環境像

本町の最上位の経営計画である「第3期まして未来計画」では目指すべき将来像を「幸せな協働体(共同体)・まして」と設定し、3つの優先目標と5つの基礎目標を示しています。本計画は、「第3期まして未来計画」の基礎目標1の「幸せを感じる暮らしをつくる」の政策4「美しい里山・きれいなまちの推進」を実現するための個別計画として位置付けし、町が策定する環境に関する施策等は本計画と整合を図ることとします。

環境に対する関心が世界的に高まる中、カーボンニュートラル、SDGs の広がり、生物多様性の保全など、本町でも地球規模の環境問題を視野に入れた取組が求められています。

本計画の推進にあたっては、本町の目標とする望ましい環境像を設定し、その実現に向けた施策の展開及び実践・行動と、それらの結果の評価が重要と考えられます。 その継続により町民の理解を深め、かつ環境意識の啓発にも繋がることから、第2次計画を踏襲しつつ、望ましい環境像を次のように設定し、その実現を目指します。

#### 望ましい環境像

### 自然をいつくしみ、

### やすらぎはぐくむ、

#### 陶の里

望ましい環境像が有する言葉の側面には、以下に示す内容が含まれています。

自然 → 農業・森・地球・川・豊かな自然・生態系・国際的

いつくしみ → 循環・伝統・水・大気・環境に対する意識の高さ・協働(和)

やすらぎ → 安全・安心・快適・緑・暮らし・衛生

はぐくむ → 創造・共生・未来・引き継ぎ・教育

陶の里 → やきもの・自然豊か・田園・人里・田舎・山林・調和した自然

# 3-2 環境像実現に向けての基本的な考え方

前述した望ましい環境像を実現するためには、分野ごとに基本となる目標(基本目標)を掲げ、目標の達成に向けた施策を展開するとともに、その成果が環境像の実現に結びつくかどうかを確認し、評価することが必要です。

環境像実現に向けての計画推進の流れを図3-1に示しました。

基本目標の設定にあたっては、益子町第2次環境基本計画の「地球環境」、「生活環境」、「自然環境」そして「ひとづくり」に関する4つの柱を踏襲しました。そして、町の上位計画である第3期まして未来計画に準じ、かつ町民に分かりやすい4つの基本目標を設定し、その達成に向けた様々な分野の環境施策を図3-2のとおり体系化しました。

また、その中でも複数の基本目標に関連し、喫緊かつ持続的な視点で、町民と事業者と町の3者が協働し実施すべきだと考えられる事項については、重点目標として提案し、望ましい環境像の実現に向かって推進していきます。

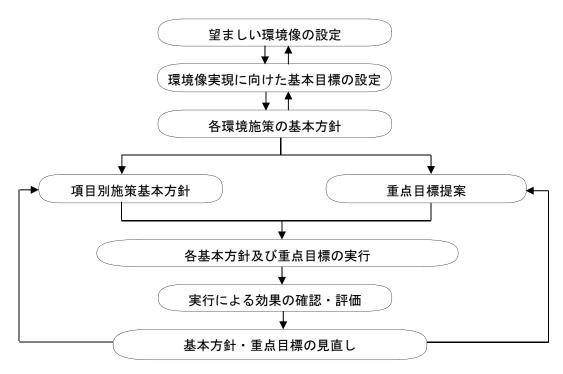


図 3-1 環境像実現に向けた計画推進の流れ

第3期ましこ未来計画 将来像





#### 益子町第3次環境基本計画 環境像

<自然をいつくしみ、やすらぎはぐくむ、陶の里>

#### ≪優先目標≫

子育て・教育環境の充実を図り 「子供を育てたいまち」をつくる

> 住環境の整備により 「住みたいまち」をつくる

産業振興により 「仕事のあるまち」をつくる

#### ≪基礎目標≫

幸せを感じる暮らしをつくる

風土に根ざした産業をつくる

社会的に自立した人を育てる

地域資産を活かし、未来ヘレガシーをつくる

健全で次世代型の経営体をつくる

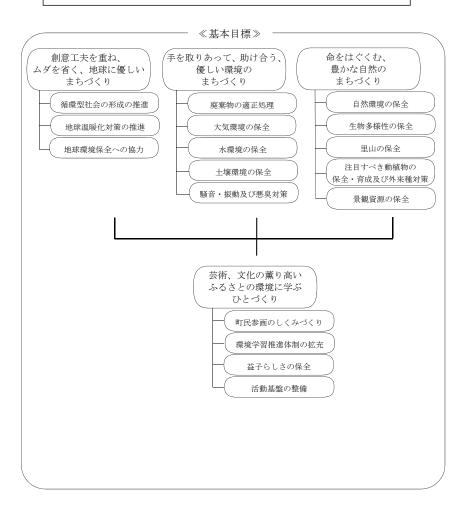


図 3-2 本計画と上位計画の関連図

# 第4章 環境施策の基本目標と推進

# 4-1 基本目標の設定

本計画が掲げる望ましい環境像としての、

『自然をいつくしみ、やすらぎはぐくむ、陶の里』

の形成を目指して、分野ごとに基本目標を定め、その実現を図っていくための具体的な取組や施策を進めていきます。基本目標の設定にあたっては、第2次計画の基本計画を踏襲し、以下に示す4つの目標を設定しました。これらの基本目標を達成するため、SDGs、カーボンニュートラル、循環型社会等の喫緊の環境問題を取り込んで、具体的な取組を推進していきます。

- (1) 創意工夫を重ね、ムダを省く、地球に優しいまちづくり
- (2) 手を取りあって、助け合う、優しい環境のまちづくり
- (3) 命をはぐくむ、豊かな自然のまちづくり
- (4) 芸術、文化の薫り高いふるさとの環境に学ぶひとづくり

# 4-2 環境施策の体系

基本目標の達成に向けた具体的な取組について、図 4-1 に示すとおり体系化しました。

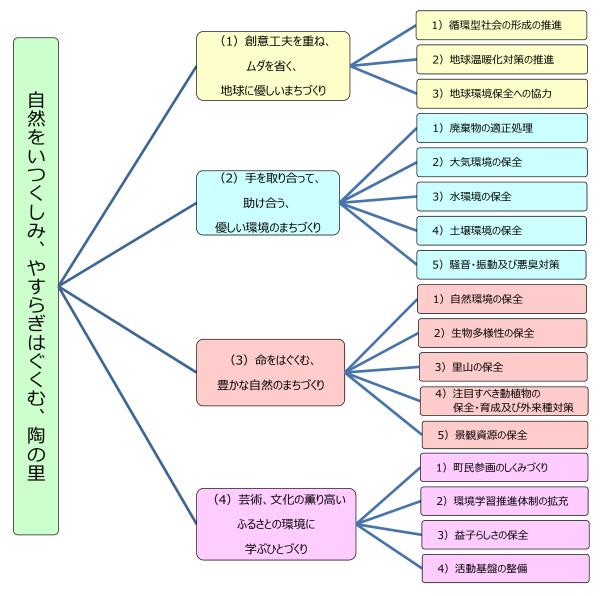


図 4-1 環境施策の体系図

### 4-3 環境施策の推進

望ましい環境像の実現と基本目標の達成に向けて、以下に示すとおり基本方針を設 定しました。また、各基本方針と関連する SDG s の目標も併せて示します。

### (1) 創意工夫を重ね、ムダを省く、地球に優しいまちづくり

1) 循環型社会の形成の推進



#### ①6Rの推進

### (リデュース・リユース・リサイクル・リシンク・リフューズ・リファイン)

- ・循環型社会の形成に向けて、従来の3R(リデュース・リユース・リサイク ル)に、新しい視点であるプラス 3 R (リシンク・リフューズ・リファイン) を加えて、栃木県がとちぎオリジナルとして推進している6Rの周知を図り、 その実践を推進していきます。
  - ○リデュース (Reduce) ごみを減らす
    - ○リユース(Reuse) くり返し使う
  - ○リサイクル(Recycle)
- ○リシンク(Rethink) 資源として、再生利用する 本当に必要なものかどうかよく考える
  - ○リフューズ(Refuse) ○リファイン(Refine) 不必要なものはきちんと断る 捨てるときに分別する

### ②食品ロス削減の推進

・2018(平成 30)年度における栃木県内の食品ロス発生量は 12.4 万 t と推計 されており、約6割は食品関連事業者から、残りの約4割は家庭から排出さ れています。2019 (令和元) 年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法 律 | が施行され、食べ残しの削減やフードバンクの活用などの取り組みが進 められています。本計画では食品ロス問題の啓発を進め、これまで町で実施 してきたフードドライブやフードバンクを推進します。また、小中学校で食 品ロス問題の啓発を図るため、学校給食のあり方についても検討します。さ らに、本町で実施している生ごみ袋を使った生ごみ堆肥化事業の更なる啓発 と推進を図ります。

### ③プラスチックごみ削減の推進

・海に流れ出たペットボトルやポリ袋等のプラスチックが海洋汚染や生態系に影響を及ぼしており、世界中で問題となっています。本町では2019(令和元)年8月にプラスチックごみ対策への一層の強化を図るため、県及び県内の全25市町による「栃木からの森里川湖(もりさとかわうみ)プラごみゼロ宣言」を行いました。また、2022(令和4)年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に取り組むことが求められるようになりました。それらを踏まえ、不必要な使い捨てプラスチックの使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底などを啓発し、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再利用について検討していきます。

### 2) 地球温暖化対策の推進



#### ①カーボンニュートラルへの対応

・現在、国として年間で 11.5 億トン (2020 (令和 2) 年)、栃木県として 1,744 万トン(2018 (平成 30) 年)の温室効果ガスを排出しております。国、県とともに 2050 (令和 32) 年までに、カーボンニュートラル (温室効果ガス排出 実質ゼロ) 実現を目指していきます。

### ②再生可能エネルギー・省エネルギーの活用、利用の促進

・住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電池・電気自動車等充給電システム・ 住宅用木質バイオマスストーブの設置費用の補助を充実させるともに、再生 可能エネルギー・省エネルギーの活用の啓発をしていきます。また、町も一 事業者として、益子町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)を推進し、町 の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減に努めます。

#### ③EV・PHV・PHEV・FCV の購入補助や町の公用車への導入

・栃木県の温室効果ガス排出量 1,744 万トン(2018 (平成 30) 年)の内、約 30% が交通によるものです。そのため、ガソリン車から温室効果ガスを排出しない EV (電気自動車)や FCV (燃料電池自動車)、低排出ガス車である PHV・PHEV (プラグインハイブリッドカー)への変更が有効であり、第 3 期まして未来計画では町内の電気自動車等の保有台数を 49 台(2019 (令和元)年度)から 100 台(2025 (令和7)年度)に増やすことを目標としています。そのため、

EV・PHV・PHEV・FCVの購入補助を導入するとともに、電気自動車を充電できる施設を増やすことを検討します。併せて、町の公用車としてEV等の導入を検討します。

### 4 蓄エネシステムの情報発信

・地球温暖化の防止に向けて、化石燃料に代わるエネルギー資源を有効活用するため、住宅用太陽光システム及び定置型蓄電池、電気自動車等充給電システム(V2H)の設置に対する補助金制度を充実させ、エネルギーに対する町民の関心を高め、新エネルギーの普及促進を図っていきます。

### 3) 地球環境保全への協力



### ①気候変動適応計画への対応

・気候変動による影響に対応するため、栃木県気候変動適応センターと連携し、 町の気候変動適応計画の策定を検討します。

### ②国際環境協力の推進

- ・国際環境協力の取組を適正に推進するために、国・県・近隣自治体との連携 を図ります。
- ・国・県・近隣自治体との連携により得られた情報を町民に発信し、国際環境 交流を推進します。

### (2) 手を取りあって、助け合う、優しい環境のまちづくり

#### 1) 廃棄物の適正処理



### ①一般廃棄物処理対策の推進

- ・循環型社会の形成に向けて、前述したように、6R・食品ロス削減・プラス チックごみ削減の情報を広く発信し資源循環を進め、ごみの削減に努めます。
- ・エコ土曜日等を通して、町民の資源ごみ回収の積極的な参加を促します。

### ②不法投棄対策の推進

- ・不法投棄監視員や環境保全協力員と協働して、不法投棄の未然防止、早期発 見を図ります。
- ・町内のイベント開催時は、来訪者へゴミに対する町の活動を発信し、ポイ捨 て対策やマナー向上につながる啓発を行います。
- ・産業廃棄物については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の周知により、排出事業者の処理責任を明確にするとともに、排出事業者や処理業者に対する適正処理の啓発を推進します。
- ・改善及び措置命令などに従わない悪質な事案については、警察への通報を図 るなど連携を強化し、適切かつ迅速に対応します。

### 2) 大気環境の保全



#### ①EV·PHV·PHEV·FCV の購入補助や町の公用車への導入

・町民に対して、EV・PHV・PHEV・FCV の購入補助や町の公用車としての 導入を検討し、大気汚染につながる自動車排出ガスの抑制に努めます。

### ②常時監視による大気汚染対策の推進

### ③有害大気汚染物質対策の推進

・光化学オキシダントについては、県内の大気環境情報や関東地区の広域的環境情報などの収集を行い、光化学スモッグ予報や緊急時の注意報発令などの情報伝達を迅速に行うことにより被害の未然防止に努めます。

### ④工場・事業場排出対策の推進

・工場、事業場から排出される大気汚染物質については、特定事業所などの情報を収集するとともに、その情報の公開について検討します。また、異常時及び緊急時に対する監視を強化します。

### ⑤石綿(アスベスト)対策の推進

・大気汚染防止法が改正され、解体等工事における石綿(アスベスト)の飛散 防止対策が強化されました。2022(令和 4)年 4 月 1 日からは石綿(アスベ スト)含有の有無に関する調査結果の県等への報告が義務付けられました。 関係機関との連携により、石綿(アスベスト)対策の普及啓発に努めます。

### 3) 水環境の保全



#### ①水循環の確保

- ・河川や地下水などの健全な水循環を確保するために、森林や農地の保全に努めます。
- ・水資源の有効利用の観点から、町民への節水と雨水の再利用を呼びかけます。
- ・水循環や水質の保全・再生、水辺の生きものまで含めた水環境の総合的な保 全を進めるとともに、森林の管理、生活排水対策、農業排水対策、工場・事 業場排水対策などを総合的に推進します。

### ②生活排水対策の推進

- ・県と連携し、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。
- ・地域の自然的社会的条件、経済性、地域性などを考慮して、公共下水道施設、 農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの中から最適な整備手法を選択し、 生活排水処理施設の整備・普及などを図ります。

#### ③工場・事業場対策の推進

・工場・事業場などに対して、法令で定める排水規制により排水の水質監視を 実施し、排出状況について情報の公開を検討します。また、公害防止施設の 設置など工場・事業場自らの公害防止体制の整備を促進します。

### 4河川、水路、ため池などの水質保全の推進

・町内の河川、水路、ため池などの水質の現状を把握し、環境特性、水利用状況に応じて、汚濁の発生源対策や水域での直接浄化対策、公共下水道処理施設及び農業集落排水施設での集積処理対策などを総合的・計画的に推進します。

### ⑤地下水の水質保全の推進

- ・有害物質による地下水汚染の状況を把握するため、実態把握のための概況調 査及び汚染範囲拡大監視を支援します。
- ・汚染が判明した場合は、汚染原因の究明や浄化対策、新たな汚染の防止対策 を推進します。

### ⑥親水空間の確保

- ・河川の治水上の安全性を保持した上で、地域住民が親しみ、自然とふれあえる親水空間の整備を推進します。
- ・河川愛護運動やボランティア活動の支援、イベントの開催、広報活動の実施 などにより、親水空間の重要性に対する普及啓発を推進します。
- ・本町の地域特性を生かして、農村部では水田、水路、ダム、ため池などの水 辺空間を活用して、親水や景観、生態系の保全のための整備を行うとともに、 広域的な生態系の保全に配慮した整備を行い、豊かな自然環境に恵まれた農 村空間の形成を推進します。

### 4) 土壌環境の保全



#### ①土壌汚染対策の推進

- ・土砂の埋立てなどによる土壌汚染を防止するため、「益子町土砂等の埋立て 等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく許可制度 を適切に運用し、被害の未然防止に努めます。
- ・県と連携し、土壌汚染防止の啓発に努めます。

#### 5) 騒音・振動及び悪臭対策



### ①工場などの騒音・振動対策の推進

- ・騒音規制法・振動規制法に基づき、発生源となる特定の施設を設置している 工場・事業場あるいは特定の建設作業に対し、規制及び指導を実施します。
- ・工場・事業場等に対して、公害防止施設の設置や改善の支援及び指導に努 めます。

### ②交通騒音対策の推進

・EV・PHV・PHEV・FCV 等の低騒音の自動車の普及を啓発します。

#### ③悪臭対策の推進

- ・工場・事業場などの適切な規制及び指導に努めます。
- ・家畜臭気など、日常生活に伴う悪臭の近隣への拡散を防止する指導に努め、 快適な生活環境の保全を図ります。
- ・畜産からの悪臭について、家畜排泄物処理利用施設や脱臭技術の普及啓発な どにより適正処理を推進します。

### (3) 命をはぐくむ、豊かな自然のまちづくり

### 1) 自然環境の保全



#### ①自然公園の保護

- ・益子県立自然公園益子の森は、すぐれた自然の風景地であるとともに生物の 重要な生息・生育地であることから、自然公園美化清掃活動の促進など自然 公園制度を活用した保護に努めます。
- ・自然公園内における不法投棄やポイ捨ての防止の啓発に努めます。
- ・自然公園内における不法投棄廃棄物の早期処理を図ります。

#### ②自然体験やふれあい活動の推進

・公園利用者に対して、自然体験や自然とのふれあい活動の場を提供し、積極 的に情報を発信していきます。

#### ③利用拠点施設などの整備の推進

・自然とのふれあいの場を確保するため、公園内や駐車場、歩道など既存施設 の再整備や自然観察路など自然学習・自然体験のための施設整備を推進しま す。

#### 4 自然環境保全監視体制の強化

・町内の自然について、環境省指定の環境指標種や、本町独自の指標種を選定するなどして、それらの生息の動向から環境の変化を読み取り、良好な自然環境の保全を図ります。また、環境学習の場となる施設の整備と施設の安全化の促進を図ります。

### 2) 生物多様性の保全



#### ①多様な野生生物の保護

- ・町内の野生生物の生息や分布を把握するとともに、野生生物の保護の啓発を 図ります。
- ・大規模な開発事業の実施にあたっては、適切な調査を行い、必要な保護対策 を実施するよう事業者を指導するなど、野生生物の保護に努めます。また、 町民の意見を取り入れながら、環境に配慮した持続可能な開発に向けて指導 をしていきます。

### ②野生鳥獣の適正な保護管理

- ・野生鳥獣による農林業被害の防止のため、生息数や生息地の計画的管理を行 うなど、有害鳥獣についての適正な保護管理を推進します。
- ・野生鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者を増やすよう努めます。

#### 3) 里山の保全



#### ①里山林の保全の推進

- ・森林環境譲与税を活用した森林整備の推進をします(第3期まして未来計画)。
- ・有害鳥獣被害箇所や通学路に隣接している里山の保全を促進します(第3期まして未来計画)。
- ・町民や事業者による、生物多様性のための里山保全を推進します。

#### ②アカマツ林の保全

・町木であるアカマツの保全について、町民に対して啓発を図るとともに、県 と連携しながらアカマツ復活プロジェクトを推進します。

#### ③環境保全型農業への転換

・化学肥料や農薬の使用量の低減だけではなく、地球温暖化防止や生物多様性 保全等に効果の高い環境保全型農業の啓発を図ります。

### 4) 注目すべき動植物の保全・育成及び外来種対策



#### ①外来種対策の推進

- ・県と連携しながら、外来種の生息・生育状況及び被害状況を把握し、防除に 努めます。
- ・外来種に対する情報を町民に広く発信し、情報提供を募ります。

#### ②特有な植物群落の保全

- ・益子県立自然公園特別地域、及び県指定天然記念物に指定され、県のレッド データブックに記載されている「高館山の植生」は、県内では希少な照葉樹 林植生(スダジイ、ウラジロガシ及びアラカシ等)であるとともに、本植生 に生育・生息場所を依存する特徴的な動植物を維持していることから、県と 協力してこれらの保全に努めます。
- ・益子県立自然公園内にみられる「雨巻山の植生」も県のレッドデータブック に記載されている希少性の高い植物群落(ブナ及びヒメシャガ)であること から、県と協力してこれらの保全に努めます。

### 5) 景観資源の保全



#### ①空き家・遊休農地の現状把握とその対策の検討

- ・益子町空家等対策計画(2022(令和4)年3月)に基づき、空き家の適正な管理やその活用法について検討します。
- ・遊休農地の現状把握に努め、適正な管理の啓発を図ります。

### ②太陽光発電設備設置等の開発行為への監視の強化

・「益子町の里山風景と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、事業区域及び周辺地域における良好な景観の形成、生活環境の保全及び災害の防止に努めます。

### (4)芸術、文化の薫り高いふるさとの環境に学ぶひとづくり

### 1) 町民参画のしくみづくり



### ①環境 Weeks 等の活動の推進

- ・町民の環境保全に対する関心を高めるために、環境 Weeks 等の環境保全活動を推進します。
- ・環境 Weeks 等の環境保全活動は、広報誌やホームページ等で広く情報を発信し、環境保全活動の普及促進に努めます。

### ②環境に配慮したライフスタイルの確立

- ・地球温暖化防止に向けて、町民にエコ通勤や省エネ・創エネ・蓄エネを推進 していきます。
- ・環境保全活動を実施している各団体との連携に努めます。
- ・エコイベントや環境に対する講演会等を開催し、環境教育・環境学習を推進 します。
- ・循環型社会やカーボンニュートラルに対する最新の情報や具体的な取組を町 民に広く発信していきます。
- ・「ましこいきいき講座」環境部門の講座の利用者数の増加を図ることにより、 町民一人一人の環境に対する意識の高揚を図ります。

#### ③事業活動における環境配慮の促進

- ・工場・事業場などが、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、環境に配慮した事業活動を推進するように努めます。
- ・製品に関わる資源の採取から、製造、使用、廃棄に至るすべての段階における環境への負荷を評価する、ライフサイクル・アセスメント(LCA)の普及を図り、環境負荷の少ない製品づくりを促進するとともに、地域と共生した事業活動を推進するため、環境報告書などによる企業の情報公開を促進します。
- ・農業関係については、化学肥料や農薬の低減だけではなく、地球温暖化防止 や生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業の啓発を図ります。
- ・畜産経営に関しては、地域の実態に即した家畜排泄物処理利用施設の普及な どにより、環境保全型畜産の推進を図ります。
- ・地域の自然環境に配慮した環境保全型林業を推進します。

### 4町の率先行動の推進

・町は、その事業活動の大きさから町内の大規模事業者・消費者という側面を 合わせ持っています。このため、町の事業活動自体の環境負荷を低減し、環 境に配慮した行動を率先して進めます。

### 2) 環境学習推進体制の拡充



#### ①環境学習の推進体制の確立

・各関係機関と連携し、町内における環境ネットワークの形成を図ります。

### ②環境学習の拠点整備の推進

- ・町民や民間団体などが自発的に実施している地域の環境保全活動の支援を推 進します。
- ・「ましこいきいき講座」の環境部門の講座を更に充実させ、学校、地域、事業者に環境学習の場を提供します。

### 3) 益子らしさの保全



#### ①自然とのふれあいの場の確保

・益子の自然や森林の恵みと機能を学ぶエコツーリズムを推進し、自然公園、 自然歩道などの自然とふれあう体験の場の整備、適正な管理を推進します。

#### ②ふれあい活動の情報や機会の提供

- ・関係機関と連携しながら、自然とふれあえる環境教育活動を推進していきます。
- ・町内の環境保全活動団体の情報を提供し、町民のみならず町外の方の参加を 促進します。
- ・自然とふれあう体験機会をとおした自然環境教育などを総合的に実施すると ともに、ふれあい活動に関する情報の提供に努めます。

### ③来訪者への環境的配慮

- ・「自然をいつくしみ、やすらぎはぐくむ、陶の里」を目指す本町であること を発信し、来訪者についても町の行動方針の遵守を促します。
- ・町内の環境保全活動団体の情報を発信し、町外の方の参加を促進します。

#### ④文化財・芸術の周辺環境の保全

- ・各地区の寺社等や登り窯などの歴史的・文化的遺産と、それらをとりまく自 然環境の保全を推進します。
- ・自然や文化財、芸術などとふれあうことができる「関東ふれあいのみち」な どの散策路の整備及び環境保全の推進を図ります。

### 4) 活動基盤の整備



### ①環境保全活動の人材養成

・町民や民間団体などが行う、自主的な地域の環境保全活動を支援するために、 環境保全活動リーダーの養成などを推進します。

### ②地区別特徴の整理(生きもののデータベースの公開)

・町内に生息する生きもののデータベースを公開し、環境保全活動の支援に役立てます。

### 第5章 重点目標の推進

重点目標とは、第4章で述べた環境施策の基本目標の中で、先導的な役割を果たし 目指すべき環境像の実現に向けて、重点的に取り組んでいく目標です。現在の環境問 題は、様々な要因が絡みあっており、本重点目標も複数の基本目標と関連しておりま す。

# 5-1. ごみダイエット作戦(関連基本目標(1)-1)、(2)-1) p.32 参照)

### 【目標】

①1人1日当たりの家庭系ごみの排出量 350g

(2021 (令和 3) 年度 基準値 449 g)

②リサイクル率 35% (2021 (令和3) 年度 基準値 26%)

### 【期間】

10年(2032(令和14)年度)

### 【施策】

- ①ごみの分別・リサイクル(資源化・堆肥化)を推進していきます。
- ②エコ土曜日や地域の資源物回収事業を推進し、町全体でリサイクル活動を盛り上 げていきます。
- ③可燃ごみに含まれるプラスチックごみの削減を目指し、資源化に向けて検討しま
- ④食器類等のリユース品の回収を推進していきます。
- ⑤剪定枝などの資源化・堆肥化について検討します。













エコ土曜日の資源回収

### 5-2. 地球に優しい益子町民の取組 (関連基本目標(1)-1)、(1)-2) p.32 参照)

### 【目標】

- ①町内電気自動車等保有台数 150 台 (2021 (令和 3) 年度 基準値 43 台)
- ②電気自動車等充給電システム (V2H) の設置費補助件数 5件/年 (2021 (令和 3) 年度 基準値 1 件)
- ③蓄電池の設置 益子町住宅用蓄電池設置費補助件数 25件/年 (2021(令和3)年度 基準値15件)
- ④バイオマスエネルギーの普及 益子町住宅用木質バイオマスストーブ設置費補助件数 10件/年 (2021 (令和3) 年度 基準値3件)

### 【期間】

10年 (2032 (令和 14) 年度)

### 【施策】

- ①電気自動車等の普及を図るために購入費用の補助の導入を検討します。
- ②町内・町外へのエコ通勤を検討し、役場や事業所に普及を図ります。
- ③蓄電池の最新情報を収集し、事業所や各家庭の蓄電池設置を推進していきます。
- ④間伐材等の情報を収集し、薪ストーブを設置している事業者や各家庭に情報提供 します。







薪ストーブの様子

### 5-3. ふるさとの川委員会

(関連基本目標(2)-3)、(3)-1)、(3)-2)、(4)-1)、(4)-2)、(4)-3) p.32 参照)

#### 【目標】

- ①多様な生物がすめる生息場所を整え、町全体に広がっていくことを推進します。
- ②水質調査のBOD値が環境基準値A類型(2mg/L)を達成し、かつ改善させます。
- ③町民が親しみを持ち、子供たちが楽しく遊べる川になるように推進します。

#### 【期間】

10年(2032(令和14)年度)

### 【施策】

- ①ふるさとの川委員会の継続
  - ・百目鬼川を対象とした「ふるさとの川委員会」を継続し、町民が親しめる川を 目指します。
  - ・百目鬼川だけではなく、他の河川の活動についても検討していきます。
  - ・上流域・中流域・下流域の住民が、ふるさとの川の環境保全について、協働して活動します。
  - ・水生生物調査や水質調査等のデータを公表し、環境啓発を行います。
- ②ふるさとの川フェスティバルの継続
  - ・子供たちにふるさとの川に親しみをもってもらう活動を促進します (グッズの作成等)。
  - ・水や川に関わる遊びや楽しさを紹介し、ふるさとの川をより身近なものにします。
  - ・川を通して、町内の各地域の交流による相互理解と一体感の促進を行います。
  - ・SNS等を通じて、益子の水辺環境について発信していきます。



















小学生による水生生物調査

# 5-4. 生命を支え、文化の根源たる里山のモデル地区づくり (関連基本目標(3)-1)、(3)-2)、(4)-2)、(4)-3) p.32 参照)

### 【目標】

①ホタルの生息場所を整え、ホタルの生息地が自然に町全体に広がるよう努めます。 ⇒モデル地区数 3 地区以上

### 【期間】

10年 (2032 (令和14) 年度)

#### 【施策】

①小宅地区

ホタルの生息地区としての里山のモデル地区について検討します。 ホタルの生息情報や生息地の整備等について情報を公開し、他の地区へ広がるように推進します。

②その他の地区

上記地区に続く活動地区を検討します。実行に当たっては、里山づくり、ホタルの生息地として適切と考えられる地区について、町民とともに選定します。





ホタルの飛翔

撮影場所:小宅地区

# 5-5. 現地で見て体験する環境学習のネットワークづくり (関連基本目標(3)-1)、(3)-2)、(4)-2)、(4)-3) p.32 参照)

### 【目標】

- ①環境 Weeks の参加人数 1,000 人/年(2021(令和 3)年度 基準値 730 人)
- ②益子町の生きもののデータベースの公開

### 【期間】

10年(2032(令和14)年度)

#### 【施策】

- ①環境 Weeks
  - ・環境 Weeks を開催し、町民の参加をさらに拡大します。
  - ・町外にも環境 Weeks を周知し、参加者を募ります。

### ②環境教育

- ・アカマツ林保全のための環境学習を推進します。
- ・町内の河川に生息する水生生物等を活用した環境学習を推進します。
- ③生きもののデータベースの公開
  - ・町内で発見した生きもののデータベースを公開していきます。











環境 Weeks



アカマツ復活プロジェクト

# 第6章 計画の推進

# 6-1 各主体の役割

本計画の達成には町民、事業者、町がそれぞれの立場と役割を理解し、町の環境の保全と創造に向けて協働して取り組んでいくことが大切です。町民・事業者・町の役割を以下に示します(表 6-1)。

表 6-1 各主体の役割

	○日頃から環境への負荷の低減に努め、自然環境の保全と環境		
町民	にやさしいまちづくりのために積極的に活動します。		
	○町が実施する環境施策に積極的に協力します。		
	○事業活動に伴う公害の防止に努め、周辺環境への影響を十分		
	に検討し、環境負荷の低減に努めます。		
古光土	○事業活動を行う際、公害の生ずるおそれがあるものを厳重に		
事業者	管理監視し、自然環境または町民の生活環境に影響を及ぼす		
	場合は速やかに対応します。		
	○町が実施する環境施策に積極的に協力します。		
	○本町の環境の保全と創造に向けて、本町の状況や社会情勢等		
	を踏まえながら、施策を進めていきます。		
町	○町民や事業者の環境保全活動を促進するために積極的に支援		
	していきます。		
	○町も一事業者として、率先して環境の保全に取り組みます。		

出典:益子町環境保全条例

### 6-2 計画推進の流れ

本計画に基づく環境施策の推進にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の PDCA サイクルにより、推進及び改善をしていくものとします(図 6-1)。

毎年度、計画の進捗状況を把握し、重点目標の達成状況の評価を行い、環境基本計画推進委員会、環境審議会に報告するとともに、広報誌やホームページ等を通じて公表いたします。また、5年が経過した時点で重点目標のこれまでの達成状況や社会情勢等を考慮し、重点目標の見直しを検討します。

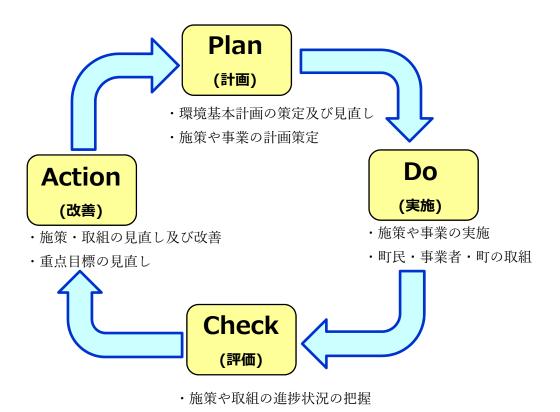


図 6-1 計画推進の流れ

・重点目標の達成状況の把握

# 6-3 進行管理体制

本計画の進行管理体制を図 6-2 に示します。町民、事業者、町が協働して、それぞれの役割を自主的に実践しながら、本計画を推進していきます。

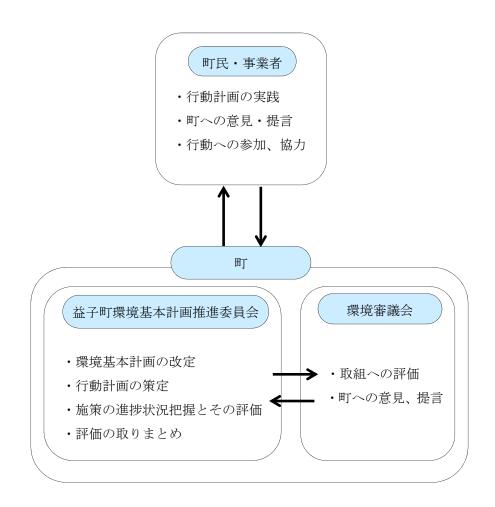


図 6-2 環境基本計画進行管理体制

# 資 料 編

- ・益子町環境基本計画推進委員会委員名簿
- · 益子町環境審議会委員名簿
- ・2013 (平成 25) 年1月以降の主要環境関連公布法令等
- ・用語解説

# 益子町環境基本計画推進委員会委員名簿

2023 (令和 5) 年 3 月現在 敬称略

区分	氏 名	所属または選出団体等	備考
委員長	高 松 勝 則		
副委員長	安藤芳夫		
副委員長	竹 浦 徳 良	益子町シルバー人材センター	
	加藤義勝	益子町自治会長連絡協議会	令和5年2月13日まで
	川 田 進	益子町自治会長連絡協議会	令和5年2月14日から
	海老澤 由利子	益子町女性団体連絡協議会	
	大塚昌哉	益子中学校	
	石 塚 茂	益子町土地改良区	
	瀬尾雪子	益子町商工会(女性部)	
	黒瀬君枝	町民大学関係者	
委 員	橋本秀一	町民大学関係者	
	日 渡 守	百目鬼川をきれいにする会	
	鈴 木 信 義	益子里山の会・益子花の会	
	中山正夫	亀岡八幡宮里山の会	
	仁 平 佑 一	小泉里山会	
	塚 本 竜 也	トチギ環境未来基地	
	髙島由典	環境活動取組認定店	
	髙 橋 俊 守	宇都宮大学地域デザイン科学部	

# 益子町環境審議会委員名簿

2023 (令和 5) 年 3 月現在 敬称略

			3X441.21
区分	氏 名	所属または選出団体等	備考
会 長	髙松勝則	益子町環境基本計画推進委員会	
副会長	髙橋彰	益子町教育委員会	
	大 関 保	益子町議会(教育厚生常任委員会)	
	加藤義勝	益子町自治会長連絡協議会	令和5年2月13日まで
	川田進	益子町自治会長連絡協議会	令和5年2月14日から
	出口靖雄	益子町農業委員会	
	海老澤 由利子	益子町生涯学習推進協議会 益子町女性団体連絡協議会	
委 員	塚 本 裕 昭	益子町商工会	
	渡邉重雄	学識経験者	
	髙 橋 俊 守	学識経験者	
	伊東佳久	県東環境森林事務所環境部長	
	櫻井英樹	民生部長	

# 2013 (平成 25) 年1月以降の主要環境関連公布法令等

環境政策を計画・推進する上で基礎となる、環境省が所管する環境保全に関する法令などについて、2013(平成 25)年 1 月から 2022年(令和 4)年 12 月までに公布されたものを表 1-1 に整理しました。

# 表 1-1 2013 (平成 25) 年 1 月以降の主要環境関連公布法令等

### ◎環境基本

法令名	公布日	種別
環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン を廃止する件	平成 29 年 5 月 29 日	環境省告示第 50 号
環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進 に関する対応指針	平成 28 年 1 月 6 日	環境省告示 2 号

### ◎地球環境

法令名	公布日	種別
地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく排出抑制等指 針	平成 25 年 4 月 10 日	內閣府、総務省、法務省、 外務省、財務省、文部科学 省、厚生労働省、農林水産 省、経済産業省、国土交通 省、環境省、防衛省告示第 1号

### ◎大気保全

法令名	公布日	種別
自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について	令和3年8月5日	環境省告示第 52 号
大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排 出ガスの量の許容限度の一部改正について	令和3年8月5日	環境省告示第 53 号
大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について	令和2年11月30日	環水大大発第 2011301 号
特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるもの として環境大臣が定める石綿含有成形板等	令和2年10月7日	環境省告示第 78 号
特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大 臣が定める工作物	令和2年10月7日	環境省告示第 77 号
設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視 による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境 大臣が定める者	令和2年10月7日	環境省告示第 76 号
建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件	令和2年7月1日	厚生労働省・国土交通省・ 環境省告示第1号
建築物石綿含有建材調査者講習登録規程	平成 30 年 10 月 23 日	厚生労働省・国土交通省・ 環境省告示第1号
自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について	平成30年6月5日	環境省告示第 44 号

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」の改訂等について	平成 29 年 4 月 27 日	環水大大発第 1704271 号
排出ガス中の水銀測定法	平成 28 年 9 月 26 日	環境省告示第 94 号
大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について	平成 28 年 9 月 26 日	環水大大発第 1609264 号
自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について	平成 28 年 4 月 21 日	環境省告示第 55 号
非常時における常用発電機の排出規制の考え方について	平成 27 年 6 月 25 日	環水大大発第 1506251 号
自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について	平成 27 年 6 月 24 日	環境省告示第 93 号
大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について	平成 26 年 5 月 29 日	環水大大発第 1405294 号
白動車排出ガラの島の許宏明座の「如北丁!このいて(孟加)	平成 25 年 3 月 25 日	環水大総発第 1303251 号
自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について(通知)	十成 20 午 3 月 25 日	環境省告示第 32 号
大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令について (通知)	平成 25 年 3 月 6 日	環水大大発第 1303061 号

# ◎水質保全

法令名	公布日	種別
ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、		
アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基	令和4年5月17日	環水大水発第 2205122 号
準の見直しについて (通知)		
環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止	<u> </u>	環水大水発第 2110073 号
法に基づく常時監視等の処理基準について (通知)	令和3年10月7日	環水大土発第 2110073 号
水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水		環水大水発第 2110072 号
の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行に	令和3年10月7日	2100 2 200 2 2311
ついて(通知)		環水大土発第 2110072 号
地下水の水質汚濁に係る環境基準	令和3年10月7日	環境省告示第 63 号
水質汚濁に係る環境基準	令和3年10月7日	環境省告示第 62 号
亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見	<b>△和250日04日</b>	r= 北上北 ▼
直しについて	令和3年9月24日	環水大水発第 2103262 号
1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて (通知)	令和3年3月26日	環水大水発第 2103261 号
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について	令和2年12月18日	環水大水発第 2012181 号
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正	令和2年12月17日	環水大水発第 2012162 号
する政令等の施行について (通知)	为和2年12月17日	· 泉小人小光弟 2012102 亏
瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施	A = 0 = 0 = 0 = 0	rm 1.1.1.20 ht 0000001 D
行について	令和2年9月29日	環水大水発第 2009291 号
水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等につ	<b>会和 9 年 5 日 90 日</b>	環水大水発第 2005281 号
いて	令和2年5月28日	環水大土発第 2005282 号
地下水の水質汚濁に係る環境基準について	令和2年3月30日	環境省告示 35 号
水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定	令和2年3月30日	環境省告示 35 号

める測定方法		
水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定	令和2年3月30日	環境省告示 35 号
める検定方法	节和2年3月30日	
道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整	令和 2 年 3 月 23 日	環水大水発第 2003233 号
備に関する政令等の施行について	17 H 2 T 3 /1 20 H	<b>泉パパパル州 2000230 万</b>
カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて	令和元年 11 月 18 日	環水大水発第 1911181 号
ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、		
アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基	令和元年6月21日	環水大水発第 1906212 号
準の見直しについて		
地下水の水質汚濁に係る環境基準について	平成 31 年 3 月 20 日	環境省告示 54 号
水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定	平成 31 年 3 月 20 日	環境省告示 53 号
める測定方法	平成 31 平 3 月 20 日	
水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定	平成 31 年 3 月 20 日	環境省告示 52 号
める検定方法	平成 31 平 3 月 20 日	
排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準	平成 31 年 3 月 20 日	環境省告示 47 号
に係る検定方法	平成 31 平 3 月 20 日	· 現現自言小 47 万
水質汚濁に係る環境基準について	平成 31 年 3 月 20 日	環境省告示 46 号
1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて	平成 30 年 4 月 10 日	環水大水発第 1804101 号
住宅宿泊事業法の施行に伴う水濁法等の施行上の留意事項につい	平成 30 年 1 月 31 日	環水大水発第 1801311 号
τ		<b>泉水火水売</b> 新 1001011 カ
カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直しについて	平成 29 年 11 月 15 日	環水大水発第 1711151 号
水質汚濁防止法施行令の改正について(水銀新法施行に伴う水濁	平成 29 年 6 月 1 日	環水大水発第 1706011 号
法施行令)	T //X 23 平 0 // 1 日	жж. 70, 70, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75, 75
亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見	平成 28 年 11 月 15 日	環水大水発第 1611151 号
直しについて	T 10 T 11 77 10 T	жж. 70. 10. 11. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13
ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、		
アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基	平成 28 年 6 月 16 日	環水大水発第 1606161 号
準の見直しについて		
水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行につ	平成 28 年 3 月 30 日	環水大水発第 1603303 号
いて	FJX 20 平 3 月 30 日	水小八小尤分 1003303 万
地下水の水質汚濁に係る環境基準について	平成 28 年 3 月 29 日	環境省告示 31 号
トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令	平成 27 年 9 月 18 日	環水大水発第 1509181 号
に関する浄化基準の見直しについて	一一八八二十岁月 10 日	環水大土発第 1509181 号
1, 4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直しについて	平成 27 年 5 月 1 日	環水大水発第 1504302 号
環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止	平成 27 年 3 月 31 日	環水大水発第 1503311 号

法に基づく常時監視等の処理基準について		環水大土発第 1503312 号
水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水 の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行に ついて(通知)	平成 26 年 11 月 17 日	環水大水発第 1411171 号 環水大土発第 1411171 号
地下水の水質汚濁に係る環境基準について	平成 26 年 11 月 17 日	環境省告示 127 号
水質汚濁に係る環境基準について	平成 26 年 11 月 17 日	環境省告示 126 号
カドミウム及びその化合物の排水基準及び地下水の浄化措置命令 に関する浄化基準の見直しについて	平成 26 年 11 月 4 日	環水大水発第 1411041 号 環水大土発第 1411041 号
要調査項目リストの改訂について	平成 26 年 3 月 31 日	環水大水発第 1403312 号
水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく環境大臣が定 める測定方法	平成 26 年 3 月 20 日	環境省告示 43 号
水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定 める検定方法	平成 26 年 3 月 20 日	環境省告示 42 号
排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準 に係る検定方法	平成 26 年 3 月 20 日	環境省告示 41 号
地下水の水質汚濁に係る環境基準について	平成 26 年 3 月 20 日	環境省告示 40 号
水質汚濁に係る環境基準について	平成 26 年 3 月 20 日	環境省告示 39 号
ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、 アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基 準の見直しについて	平成 25 年 6 月 10 日	環水大水発第 1306101 号
水道水源における水質事故への対応の強化に係る厚生労働省の通知について(情報提供)	平成 25 年 4 月 17 日	環水大水発第 1304171 号
環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止 法に基づく常時監視等の処理基準について	平成 25 年 3 月 27 日	環水大水発第 1303271 号 環水大土発第 1303271 号
水質汚濁に係る環境基準について	平成 25 年 3 月 27 日	環境省告示 30 号
水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等に ついて (通知)	平成 25 年 3 月 27 日	環水大水発第 1303272 号

# ◎土壌・農薬

法令名	公布日	種別
土壌汚染対策法の改正等を踏まえた汚染土壌処理業の許可及び汚	₩ C 00 K 10 B 07 B	r四よ上 L 70 位 1710070 日
染土壌の処理に関する基準について	平成 29 年 12 月 27 日	環水大土発第 1712272 号
土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行等について	平成 29 年 12 月 27 日	環水大土発第 1712271 号
土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件	平成 15 年 3 月 6 日 改正 平成 22 年 3 月 29 日	環境省告示第 16 号 改正 環境省告示第 22 号

Г	<b></b>	and the state of the same of
	平成 28 年 3 月 29 日 平成 29 年 3 月 31 日	環境省告示第 32 号 環境省告示第 36 号
	平成 29 年 3 月 5 日	環水大十発第 100305002 号
│ │ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対	改正	改正
工物の未列水伝の 即と以上 うる仏中による以上後の工物の未列	平成 23 年 7 月 8 日	環水大土発第 110706001 号
策法の施行について	平成 26 年 12 月 5 日	環水大土発第 1412041 号
	平成 29 年 3 月 31 日	環水大土発第 1703313 号
	平成 22 年 2 月 26 日	環水大土発第 100226001 号
	改正	改正
汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について	平成 23 年 7 月 8 日 平成 28 年 4 月 15 日	環水大土発第 110706003 号 環水大土発第 1604152 号
	平成 29 年 3 月 31 日	環水大土発第 1703318 号
	平成 24 年 8 月 17 日	環水大土発第 120817003 号
土壌汚染状況調査における地歴調査について	改正	改正
	平成 29 年 3 月 31 日	環水大土発第 1703318 号
土壌の汚染に係る環境基準の追加及び地下水の水質汚濁に係る環		
│ │ 境基準における項目名の変更並びに土壌汚染対策法の特定有害物	平成 28 年 4 月 15 日	環水大土発第 1604151 号
	一十八 40 十 4 月 10 日	
質の追加等に伴う土壌汚染対策法の運用について		
	平成 15 年 3 月 6 日	環境省告示第 17 号
	改正	改正
   地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件	平成20年5月9日	環境省告示第 47 号
	平成 22 年 3 月 29 日 平成 26 年 3 月 20 日	環境省告示第 22 号 環境省告示第 45 号
	平成 28 年 3 月 29 日	環境省占小第 45 万 環境省告示第 33 号
	平成 15 年 3 月 6 日	環境省告示第 18 号
	改正	改正
   土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件	平成 20 年 5 月 9 日	環境省告示第 48 号
工物作山里側直にかる関連があるための目	平成 22 年 3 月 29 日	環境省告示第 22 号
	平成26年3月20日	環境省告示第 46 号
discharge (discharge IV Vertil ) ) as the start of the Company of	平成 28 年 3 月 29 日	環境省告示第 34 号
特定農薬(特定防除資材)として指定された資材(天敵を除く。)	平成 26 年 11 月 25 日	25 消安第 5776 号
の留意事項について		環水大土発第 1403281 号
1, 1-ジクロロエチレンに係る土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1		
	平成 26 年 8 月 1 日	環水大土発第 1408011 号
項の基準等の改正に伴う土壌汚染対策法の運用について		
特定農薬(特定防除資材)として指定された天敵の留意事項につい		25 消安第 5777 号
	平成 26 年 3 月 28 日	環水大土発第 1403282 号
T		
特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材について	平成 26 年 3 月 28 日	25 消安第 5778 号
dictable many control and see that the second secon		環水大土発第 1403283 号
特定農薬 (特定防除資材) の検討対象としない資材に関する指導に 	平成 26 年 3 月 28 日	25 消安第 5954 号
ついて	1 / JX 20 + 0 / 1 20 H	20 旧女为 0001 万
	平成 15 年 3 月 6 日	環境省告示第 19 号
	改正	改正
土壌含有量調査に係る測定方法を定める件	平成 20 年 5 月 9 日	環境省告示第 49 号
	平成22年3月29日	環境省告示第 22 号
	平成 26 年 3 月 20 日	環境省告示第 47 号
ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導	平成 25 年 6 月 18 日	環水大土発第 1306181 号
指針	口及 20 中 0 月 10 日	水小八工光労 1900101 万
Are the last to the state of th	77. N of 17.	25 消安第175号
住宅地等における農薬使用について	平成 25 年 4 月 26 日	環水大土発第 1304261 号

# ◎騒音

法令名	公布日	種別
自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正について	令和4年9月30日	環境省告示第 77 号
自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正について	令和3年9月30日	環境省告示第 60 号
自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正について	平成30年11月30日	環境省告示第 103 号
都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う騒音規制法及び	平成 30 年 2 月 19 日	環水大大発第 1802194 号
振動規制法 等の施行上の留意事項について	平成 30 年 2 月 19 日	環水大自発第 1802191 号
都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う騒音に係る環境		
基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基	平成 30 年 2 月 19 日	環水大大発第 1802193 号
準について等の改定について		
自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正について	平成29年12月13日	環境省告示第 103 号
自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正について	平成 28 年 3 月 18 日	環境省告示第 27 号
自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正について	平成 27 年 10 月 8 日	環境省告示第 123 号
特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準の一部を改	T-1-05 F 4 F 00 F	r四点/b/4- = /#: cg 口
正する件	平成 27 年 4 月 20 日	環境省告示第 67 号
特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準の一部を	平成 27 年 4 月 20 日	<b>严盛少什二</b> 签 cc 日
改正する件		環境省告示第 66 号
自動車騒音の大きさの許容限度の一部改正について	平成 25 年 1 月 25 日	環境省告示第4号

### ◎振動

法令名	公布日	種別
特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の一部を改 正する件	平成 27 年 4 月 20 日	環境省告示第 65 号
振動規制法施行規則の一部を改正する省令	平成 27 年 4 月 20 日	環境省令第19号

### ◎悪臭

法令名	公布日	種別
「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する件	令和2年1月23日	環境省告示第8号
「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する件	平成 30 年 9 月 21 日	環境省告示第 78 号
「特定悪臭物質の測定の方法」の一部を改正する件	平成 29 年 6 月 30 日	環境省告示第 59 号
「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」の一部を改正する件	平成 28 年 8 月 19 日	環境省告示第 79 号
「指定機関を指定する省令」の一部を改正する件	平成 28 年 6 月 10 日	環境省令第14号

# ◎廃棄物・リサイクル

法令名	公布日	種別
浄化槽法の運用に伴う留意事項について	令和4年6月27日	環循適発第 2206271 号
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について (通知)	令和4年4月1日	環循適発第 2204016 号
「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の 更新について (通知)	令和4年4月1日	環循規発第 2203311 号
廃棄物熱回収施設マニュアルの改訂について (通知)	令和4年3月25日	環循適発第 2203255 号 環循規発第 2203255 号
試験研究等の用に供するため保管される高濃度ポリ塩化ビフェ ニル使用製品の取扱いに関する留意事項について (通知)	令和4年3月25日	環循施発第 2203251 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく 廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等 の適用について(通知)	令和3年11月30日	環循適発第 2111305 号
広域臨海環境整備センター法第二条第二項の規定に基づき、広域 処理対象区域を指定する件の一部を改正する件	令和3年10月28日	環境省告示第 70 号
遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件	令和3年9月30日	環境省告示第 59 号
第12回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース(令和3年7月2日開催)を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について(通知)	令和3年9月30日	環循適 発第 2109301 号 環循規発第 2109302 号
単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて (通知)	令和3年9月9日	環循規発第 2109091 号 薬生機審発 0909 第 1 号
行政処分の指針について (通知)	令和3年4月14日	環循規発第 2104141 号
廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について (通知)	令和3年4月5日	環循規発第 2104051 号
新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出さ れる廃棄物の処理について (通知)	令和3年4月2日	環循適発第 2104021 号 環循規発第 2104021 号
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措 置法に基づく行政処分等の実施について (通知)	令和3年3月29日	環循規発第 21032921 号 環循施発第 2103291 号
石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等につ いて (通知)	令和3年1月29日	基安化発 0129 第 1 号 環循適発第 2101291 号 環循規発第 2101297 号
産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号等取扱要領について(通知)	令和3年1月29日	環循規発第 2101291 号
「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る	令和3年1月22日	環循規発第 2101221 号

第立行政法人無獲再年保全機構に関する百会の一部を改正する 合の施行等について(通知)  ・	許可番号等取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号につ		
独立行政法人教規再坐係全機構に関するを含の一部を改正する 合合の施行等について (通知)  虚設行託処理物等の有価物談当性に関する股援いについて 令和2年7月20日			
音令の施行等について(通知)  虚設汚記処理物等の有価物核当性に関する表換いについて			
建設汚死処理物等の有価物該当性に関する政技いについて (通知) 会和2年7月20日 景緒規是第2002202号 会業系廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理を設め許可事務等の取扱いについて (通知) 会和2年3月30日 景緒規是第2003301号 素物処理施設の許可事務等の取扱いについて (通知) 合和2年3月5日 景緒通光第20030519号 (通知) 神化槽法の一部を改正する法律等の施行について (通知) 合和2年3月5日 景緒通光第20030518号 (通知) 分和2年3月5日 景緒通光第20030518号 (通知) 分和2年3月5日 景緒通光第20030518号 (通知) 合和2年3月5日 景緒通光第20030518号 (通知) 合和2年1月30日 景緒規是第20030518号 (通知) 合和2年1月30日 景緒通光第20030518号 (通知) 合和2年1月22日 景緒通光第2001027号 (通知) 合和2年1月22日 景緒通光第2001027号 (通知) 合和2年1月22日 景緒通光第2001223号 (四いて (通知) 合和2年1月22日 景緒通光第2001223号 (四いて (通知) 合和2年1月2日 景緒通光第2001071号 景緒通光第2001071号 景緒通光第2001072号 (通知) 合和2年1月21日 景緒通光第2001072号 (通知) 合和2年11月21日 景緒通光第191111号 (基緒通光第191111号) 会和元年11月21日 景緒通光第191111号 (基緒通光第191111号) 合和元年11月21日 景緒通光第191111号 (基緒通光第191111号) 合和元年11月1日 景緒通光第1911011号 (基緒通光第1911011号) 合和元年1月月1日 景緒通光第1911011号 (基緒通光第1910011号 景緒通光第1910011号 景緒規是第1910011号 景緒通光第1910011号 景緒通光第1910011号 景緒通光第1910011号 景緒通光第1910011号 景緒通光第1910011号 景緒通光第1910011号 景緒通光第1910011号		令和2年9月25日	環循施発第 2009251 号
<ul> <li>漁業系廃棄物処理ガイドラインの改訂について(通知) 令和2年5月29日 環備観発第2005261号</li> <li>企業廃棄物処理業及び特別管理産業廃業物処理業並びに産業廃業物処理施設の許可事務等の股投いについて(通知) 令和2年3月30日 環備通発第20030519号</li> <li>【高長通知】 浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について(通知) 令和2年3月5日 環備通発第20030519号</li> <li>【高長通知】 浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について(通知) 容和2年3月4日 環備通発第20030518号</li> <li>財型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知) 令和2年1月30日 環備通発第20030518号</li> <li>廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について(通知) 令和2年1月22日 環備通発第2003057号 環備過発第2003057号 環備通発第2003057号 環備通発第2001027号 環備通発第2001027号 環備通発第2001027号 環備通発第2001027号 環備通発第2001027号 環備規発第2001027号 環備通発第2001027号 環体通発第2001027号 環体通発第2001027号 環体通発第2001027号 環体通発第2001022号 テンレて(通知) 令和元年1月7日 環体通発第2001071号 環備規発第2001072号 環体通光第2001072号 環体通光第2001072号 環体通光第201072号 環体通光第201072号 環体通光第201072号 環体通光第201071号 環体通光第201072号 環体通光第201072号 環体通光第201072号 環体通光第201072号 環体通光第201071号 環体通光第201072号 環体通光第201071号 環体通光第201072号 環体通光第201072号 環体通光第201071号 環体通光第201072号 環体通光第201071号 環体通光第201071号 環体通光第191111号 号標面発売第1911211号 環体通光第191111号 環体通光第191111号 環体通光第1911011号 環体通光第1911011号 環体通光第1910011号 環体通光第1910011号 環体通光第1910011号 環体通光第1910011号 環体通光第1910011号 環体通光第1910011号 環体通光第1910011号 環体列光第1910011号 環体列光第1910011号 環体列光第1910011号 環体列光第1910011号 環体列光第1910011号 環体列光第1910011号 環体列光第1910011号 環体列光第1910011号</li> </ul>		令和 2 年 7 月 20 日	環循規発第 2007202 <del>号</del>
産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理業立びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の敗扱いについて (通知)			
乗物処理施設の許可事務等の取扱いについて(通知)		134H Z T 0 /1 Z 0 H	来相观光明 2000201 万
(通知)  【局長通知】浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について (通知)  新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について (通知)  廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について (通知)  廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策 について (通知)  廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策 について (通知)  廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策 について (通知)  を和2年1月30日  環循道発第20013010号  環循道発第20013027号  環循通発第20013027号  環循通発第20013027号  環循通発第2001225号  環循通発第2001223号  令和2年1月7日  環循通発第2001223号  令和2年1月7日  環循通発第2001223号  令和2年1月7日  環循通発第2001071号  環循通発第2001072号  環循通発第2001072号  環循通発第2001072号  環循通発第2001072号  環循通発第2001072号  の施行について (通知)  廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五 項第一号イ及びロ並びに第十二条の上第五項第一号に規定する 環境大臣が定める産業廃棄物  成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について (通知)  令和元年12月20日  環循適発第191212号  環循適発第191212号  令和元年11月21日  環循適発第191212号  令和元年11月20日  環循適発第191111号環循 規定第191111号  環循適発第191111号  環循適発第191111号  環循適発第191111号  環循適発第191111号  環循適発第191111号  環循適発第191111号  環循適発第1911011号  環循適発第191011号  環循適発第191011号  環循適発第1910011号  環循適発第1910011号		令和2年3月30日	環循規発第 2003301 号
【	【室長通知】浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について	A = 0 = 0 = 0	TT 45 75 85 0000510 D
(通知) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について (通知) 応薬物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について (通知) 応薬物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について (通知) 応薬物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策 について (通知) 令和2年1月30日 環循規発第20013010号 環循規発第20013027号 環循機発第20013027号 環循規発第20013027号 環循規発第2001323号 令和2年1月22日 令和2年1月22日 のおこ年に設定に対験 合和2年1月22日 のおこ年における新型コロナウイルスに関連した感染症対策 について (通知) 令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理をでする省合の施行について (通知) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五 項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する 環境大臣が定める産業廃棄物 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について (通知) 令和元年11月21日 常経適発第1911212号 令和元年12月20日 環境省告示第35号 環境大臣が定める産業廃棄物 たて後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について (通知) 令和元年11月20日 環循適発第1911212号 令和元年11月20日 環循適発第1911119号 令和元年11月1日 環循適発第1911119号 令和元年11月1日 環循適発第1911119号 令和元年11月1日 環循適発第1911011号 環循適発第1911011号 環循適発第191011号 環循適発第191011号 環循適発第1910011号 環循適発第1910011号	(通知)	令和 2 年 3 月 5 日	東伯 <b>週</b> 発弗 20030519 方
(通知) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について 令和2年3月4日 環循適発第2003044号 環循規発第2003043号 原棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について (通知) 令和2年1月30日 環循適発第20013010号 環循規発第20013027号 原棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策 について (通知) 令和2年1月22日 環循適発第2001225号 環循規発第2001223号 や和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 令和2年1月7日 環循適発第2001071号 環循規発第2001072号 環循規発第2001072号 環循規発第2001072号 常規支充計算に関する法律施行規則第十二条の二第五 項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する 令和元年12月20日 環境省告示第35号 環境大臣が定める産業廃棄物 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について (通知) 令和元年11月21日 環循適発第191121号 環循適発第191121号 令和元年11月20日 環循適発第191111号環循規発第の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律をの機会の確保について (通知) 令和元年11月1日 環循適発第1911011号 環循適発第1911011号 環循適発第1911011号 環循適発第191011号 環循道発第191011号 環循道発第1910011号 環循道発第1910011号 環循道発第1910011号 環循道発第1910011号 環循道発第1910011号 環循規発第1910011号	【局長通知】浄化槽法の一部を改正する法律等の施行について	<b>△和○左○日</b> □□	<b>四征</b> 资效 \$ 20020€10 日
(通知)	(通知)	令和 2 年 3 月 5 日	界值週光弟 20030518 <b>万</b>
(通知) 環循規発第 2003043 号 廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策 定ついて(通知) 会和2年1月30日 環循規発第 20013010 号 環循規発第 20013027 号 廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策 について(通知) 会和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 の施行について(通知) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号に規定する 環境大臣が定める産業廃棄物 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関 係法律の整備に関する法律等の施行について(通知) 会和元年11月21日 環循適発第 1911211 号環循規発第 201172 号 令和元年11月21日 環循適発第 1911212 号 令和元年11月21日 環循適発第 1911211 号環循 規第 1911212 号 令和元年11月21日 環循適発第 1911211 号環循 規第 1911212 号 令和元年11月20日 環循適発第 1911011 号環循 規第 1911212 号 令和元年11月1日 環循適発第 1911011 号環循 規定 195 とまり特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12条の7の16第 1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の物例に関する省令の施行について(通知) 会和元年 11月1日 環循適発第 1911011 号環循 規発第 1911011 号環循 規第 1911011 号 環循適発第 1911011 号 環循適発第 1911011 号 環循適発第 1911011 号 環循適発第 1911011 号 環循通発第 1910011 号 環循通発第 1910011 号 環循規発第 1910011 号 ほど 1910011 号 ほど 1910011 号 ほど 1910011 号 1910	新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について	<b>△和0左0日4日</b>	環循適発第 2003044 号
(通知) 令和2年1月30日 環循規発第20013027号 環循規発第20013027号 環循規発第20013027号 環循規発第20013027号 環循規発第2001225号 について(通知) 令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する活律を同からの施行について(通知) 令和元年12月20日 環境省告示第35号 環境大臣が定める産業廃棄物 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(通知) 令和元年11月21日 保務適発第1911212号 浄化槽管理土に対する研修の機会の確保について(通知) 令和元年11月20日 環循適発第1911212号 令和元年11月20日 環循適発第1911112号 で定める一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の施行について(通知) 令和元年11月20日 環循適発第1911112号 で定める一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の終例に関する省合の施行について(通知) 令和元年11月1日 環循適発第1911011号環循 規発第1911011号 環循適発第191011号 環循適発第191011号 環循通発第191011号 環循通発第1910011号 環循規発第1910011号 環循規発第1910011号 環循規発第1910011号	(通知)	<b>行和 2 年 3</b> 月 4 日	環循規発第 2003043 号
(通知) 環構規発第 20013027 号 廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策 について (通知) 令和2年1月22日 環循適発第 2001225 号 環循規発第 2001223 号 令和2年1月22日 環循規発第 2001223 号 令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となっ た一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令 の施行について (通知)	廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について	<b>△和0左1日00日</b>	環循適発第 20013010 号
(こついて (通知) 令和2年1月22日 環循規発第2001223号 令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について (通知) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号に規定する 令和元年12月20日 環境省告示第35号 環境大臣が定める産業廃棄物 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について (通知) 令和元年11月21日 環循適発第1911212号 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について (通知) 令和元年11月20日 環循適発第1911192号 令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について (通知) 令和元年11月1日 環循適発第1911011号 環循適発第191011号 環循適発第1910011号 環循適発第1910011号 環循適発第1910011号	(通知)	令和2年1月30日	環循規発第 20013027 号
(こついて (通知) 環循規発第 2001223 号 令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について (通知) 原棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号に規定する 衆境大臣が定める産業廃棄物 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について (通知) 令和元年 11 月 21 日 環循適発第 1911211 号環循規発第 1911212 号 令和元年台風第 19 号及び同年台風第 21 号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について (通知) 令和元年 11 月 1日 環循適発第 1911011 号環循 規発第 1911011 号 環循適発第 191011 号 環循道発第 191011 号 環循道発第 1910011 号 環循道発第 1910011 号 環循規発第 1910011 号	廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策	At-01-1000	環循適発第 2001225 号
た一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令 の施行について(通知) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五 項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する 環境大臣が定める産業廃棄物 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関 係法律の整備に関する法律等の施行について(通知) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について(通知) 令和元年11月21日 環循適発第1911212号 令和元年11月20日 環循適発第1911212号 令和元年11月20日 環循適発第1911112号 令和元年11月20日 環循適発第1911112号 令和元年11月20日 環循適発第1911112号 令和元年11月20日 環循適発第1911112号 令和元年11月1日 環循適発第1911119号 令和元年11月1日 環循適発第1911111号環循 規発第1911111号環循 規発第1911011号 環循適発第1911011号	について (通知)	令和2年1月22日	環循規発第 2001223 号
関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について(通知)  廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号に規定する 令和元年12月20日 環境省告示第35号 令和元年12月20日 環境省告示第35号 令和元年11月21日 環境適発第1911211号環循 規差第191121号環循 関大とは事事の施行について(通知) 令和元年11月20日 環循適発第1911212号 や和元年11月20日 環循適発第191121号環循 規差第191121号 環循適発第191111号環 規定第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知) 令和元年11月1日 環循適発第191011号環循 規差第191011号 環循適発第191011号 環循適発第191011号 環循過発第191011号 環循過発第1910011号 環循過差第1910011号 環循過差第1910011号 環循過差第1910011号 環循規差第1910011号 環循規差第1910011号 アルニ年10月1日 アルニード・アル	令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となっ		
関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令 の施行について(通知) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五 項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する 環境大臣が定める産業廃棄物 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関 係法律の整備に関する法律等の施行について(通知) 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について(通知) 令和元年11月20日 環循適発第1911212号 令和元年11月20日 環循適発第1911212号 令和元年11月20日 環循適発第1911212号 で和元年11月20日 環循適発第1911192号 令和元年11月1日 環循適発第1911192号 令和元年11月1日 環循適発第1911192号 令和元年11月1日 環循適発第1911011号環循 規定する環境省令 で定める一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知) 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨による災害により特に 必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理 令和元年10月1日 環循適発第1910011号 環循規発第1910011号	た一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に		TTL 45 75 75 75 75 0001 051 D
で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について(通知)  廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号に規定する 令和元年 12 月 20 日 環境省告示第 35 号 環境大臣が定める産業廃棄物	関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令	令和2年1月7日	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五 項第一号イ及び口並びに第十二条の七第五項第一号に規定する 環境大臣が定める産業廃棄物 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関 係法律の整備に関する法律等の施行について(通知) 令和元年11月21日 規発第1911212号 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について(通知) 令和元年11月20日 環循適発第1911192号 令和元年6風第19号及び同年台風第21号により特に必要となっ た一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知) 衆和元年11月1日 規発第1911011号 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨による災害により特に 必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理 ・令和元年10月1日 環循適発第1910011号 環循適発第1910011号 環循適発第1910011号	で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令		塚伯規発弗 2001072 <del>方</del>
項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する 令和元年 12 月 20 日 環境省告示第 35 号 環境大臣が定める産業廃棄物	の施行について (通知)		
環境大臣が定める産業廃棄物  成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(通知)  浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について(通知)  令和元年11月21日 環循適発第1911212号  浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について(通知)  令和元年11月20日 環循適発第1911192号  令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知)  令和元年8月から9月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行り場合に係る廃棄物の処理を行ります。環循規発第1910011号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五		
成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について(通知)	項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する	令和元年 12 月 20 日	環境省告示第 35 号
(孫法律の整備に関する法律等の施行について(通知)	環境大臣が定める産業廃棄物		
係法律の整備に関する法律等の施行について (通知)	成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正課を図るための関	A = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	環循適発第 1911211 号環循
令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知) 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理 令和元年10月1日 環循適発第1910011号 環循規発第1910011号	係法律の整備に関する法律等の施行について (通知)	令和元年 II 月 2I 日	規発第 1911212 号
た一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知) 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨による災害により特に 必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理	浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について (通知)	令和元年 11 月 20 日	環循適発第 1911192 号
関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知) 規発第1911011号 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨による災害により特に 必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理 令和元年10月1日 環循適発第1910011号	令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となっ		
関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令 で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知) 令和元年8月から9月の前線に伴う大雨による災害により特に 必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理 令和元年10月1日 環循通発第1910011号	た一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に	^	環循適発第 1911011 号環循
令和元年8月から9月の前線に伴う大雨による災害により特に 必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理 ・令和元年10月1日 環循通発第1910011号	関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令	守和元年 11 月 1 日	規発第 1911011 号
<ul><li>必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理</li><li>令和元年 10 月 1 日 環循適発第 1910011 号 環循規発第 1910011 号</li></ul>	で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知)		
必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理   令和元年 10 月 1 日 環循規発第 1910011 号	令和元年8月から9月の前線に伴う大雨による災害により特に		T
	必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理	令和元年10月1日	
	及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定す		<b>界値規矩</b> 第 1910011 号

る環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行につ		
いて(通知)		
消費税率および地方消費税率の引上げに伴う一般廃棄物処理に		
係る手数料等の取扱いについて (通知)	令和元年6月28日	環循適発第 1906281 号
DN J J SA41 中 V JAA JAX V TC J V C (AEIAH)		環循適発第 1906041 号
漂流ごみ等の処理体制構築等について (通知)	令和元年6月4日	
		環水大水発第 1906041 号
廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について(通知)	令和元年5月20日	環循適発第 1905201 号
		環循規発第 1905201 号
持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ	平成 31 年 3 月 29 日	環循適発第 1903293 号
<u>処理施設の集約化について(通知)</u>		
「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る		
許可番号等取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号の追	平成 31 年 3 月 5 日	環循規発第 1903053 号
加について(通知)要領別紙1		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する	平成 31 年 3 月 1 日	環循規発第 1903017 号
省令の施行について (通知)	一一次 31 平 3 万 1 百	· 探相死元为 1903011 万
廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底につ	₩ C 20 K 10 H 07 H	<b>四年479年1010079</b> 日
いて (通知)	平成 30 年 12 月 27 日	環循規発第 1812273 号 
廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について(通知)	平成 30 年 12 月 27 日	環循適発第 1812271 号
平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃		
棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法		環循適発第 1810242 号
律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定	平成30年10月24日	環循規発第 1810248 号
める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知)		
平成30年7月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を		
│ │ 行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第		環循適発第 1808101 号
12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の	平成 30 年 8 月 10 日	環循規発第 1808101 号
   特例に関する省令の施行について(通知)		
		環循適発第 1806224 号
建築物の解体時等における残置物の取扱いについて (通知)	平成 30 年 6 月 22 日	環循規発第 1806224 号
優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について		·
(通知)	平成 30 年 6 月 8 日	環循規発第 1806081 号
行政処分の指針について(通知)	平成 30 年 3 月 30 日	環循規発第 18033028 号
産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許	1 /2 0 V T 0 /3 0 V H	>K NEVAL AT 10000070 A
産業廃棄物処理業有及い付別管理産業廃棄物処理業有に係る計 可番号等取扱要領について(通知)	平成 30 年 3 月 30 日	環循規発第 18033022 号
可審ク予収1次女限に パ・( (世和)		四年本於年 10000010 日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の施行について(通知)	平成 30 年 3 月 30 日	環循適発第 18033010 号
		環循規発第 18033010 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号	平成 30 年 3 月 12 日	環境省告示 10 号

		1
から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの		
再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法		
「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る		
許可番号取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号の追加	平成 30 年 2 月 26 日	環循規発第 1802263 号
について(通知)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する	₩ C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	環循適発第 1802021 号
省令の施行について	平成30年2月2日	環循規発第 1802021 号
平成29年7月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物		
の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施	7.400 F 0 F 4 F	環循適発第 1709041 号
行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般	平成 29 年 9 月 4 日	環循規発第 1709041 号
廃棄物の特例に関する省令の施行について(通知)		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政	W-00 F 0 F 0 F	環循適発第 1708081 号
令等の施行について (通知)	平成29年8月8日	環循規発第 1708083 号
排出事業者責任に基づく措置に係る指導について(通知)	平成 29 年 6 月 20 日	環廃産発第 1706201 号
産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)	平成 29 年 3 月 31 日	環廃産発第 1703317 号
		環廃対発第 1703212 号
廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について(通知)	平成 29 年 3 月 21 日	環廃産発第 1703211 号
「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る		
許可番号取扱要領」における都道府県及び政令市固有番号の追加	平成 28 年 10 月 17 日	環廃産発第 1610171 号
について(通知)		
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措		
置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環	平成 28 年 7 月 29 日	環境省告示第 75 号
境大臣が定める方法		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正す	7 Dec 5 - 5	環廃対発第 1606232 号
る省令の 施行について (通知)	平成 28 年 6 月 23 日	環廃産発第 1606233 号
		環廃対発第 1602051 号
廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について	平成28年2月5日	環廃産発第 1602052 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 11 項及び第 14 条		
の 4 第 11 項に規定する「生活環境の保全上必要な条件」に係る	平成 28 年 2 月 2 日	環廃産発第 1602021 号
留意事項について		
産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許		
可番号取扱要領について	平成28年2月1日	環廃産発第 1602013 号
		環廃企発第 1601085 号
店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(通	平成 28 年 1 月 8 日	環廃対発第 1601084 号
知)		環廃産発第 1601084 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正す	平成 27 年 12 月 25 日	環廃対発第 1512253 号
		·· · · · · · · · · · · ·

る省令等の施行について (通知)		環廃産発第 1512254 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政	亚产07年10日01日	環廃対発第 1512211 号
令等の施行について (通知)	平成 27 年 12 月 21 日	環廃産発第 1512212 号
廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について	平成 26 年 10 月 20 月	環廃対発第 1410297 号
廃来物処理におけるエホノ田皿熱対束について	平成 26 年 10 月 29 日	環廃産発第 1410292 号
一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する	7. A 0. F 10 F 0 F	TT FT
適正な運用の徹底について(通知)	平成 26 年 10 月 8 日	環廃対発第 1410081 号
移動式がれき類等破砕施設に係る考え方及び設置許可申請に係	77-4 00 F F F D 00 F	四京文化作 1405000 日
る審査方法について	平成 26 年 5 月 30 日	環廃産発第 1405303 号
建築物の解体時における残置物の取扱いについて (通知)	平成26年2月3日	環廃産発第 1402031 号
許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良	₩ C O F A; O B O Z D	<b>严成                                    </b>
認定の付与について	平成 25 年 8 月 27 日	環廃産発第 13082712 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政	亚帝95年9月10日	環廃対発第 1303182 号
令等の施行について (通知)	平成 25 年 3 月 18 日	環廃産発第 1303181 号
産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法	平成 25 年 2 月 21 日	環境省告示 9 号
	平成4年7月3日	
特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の	最終改正	厚生省告示第 194 号
方法として環境大臣が定める方法	平成 29 年 6 月 9 日	

# ◎被害補償・救済

法令名	公布日	種別
石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(救済給付の支給	<b>△和4年6日04日</b>	<b>四月入</b> 秋年 0000041 日
等関係) についての一部改正について (通知)	令和4年6月24日	日 環保企発第 2206241 号
公害健康被害の補償等に関する法律に基づく障害補償費の支給に	亚皮 97 年 9 日 10 日	環保企発第 1502182 号
係る運用について (通知)	平成 27 年 2 月 18 日	<b>垛休</b> 企宪弟 1502162 方
公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定におけ	平成 26 年 3 月 7 日	環保企発第 1403072 号
る総合的検討について (通知)		現床正 <b>光</b> 弟 1403072 万

# ◎公害防止管理者

法令名	公布日	種別
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一	亚出 25 年 2 日 7 日	20130301 産局第 2 号
部を改正する政令の施行について (技術的助言)	平成 25 年 3 月 7 日	環水大総発第 1302203 号

### 用語解説

#### 【あ】

### EV (イーブイ 電気自動車)

EV は Electric Vehicle の略称で、バッテリー に蓄えた電気で電動モーターを駆動して走る自動車。排気ガスを出さず、騒音も少ない。

#### 石綿(アスベスト)

天然に産出される繊維状のけい酸塩鉱物で「せきめん」とも呼ばれる。建材をはじめとして、工業的に広く使用されてきた。現在は原則として製造等は禁止されている。肺線維症(じん肺)、悪性中皮種の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られている。

### 一酸化窒素(NO)

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の一つで、石油やガスなどを燃焼したときに発生する。大気汚染の原因物質で、工場や自動車などが主な発生源となっており、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

#### エコ通勤

地球温暖化や周辺地域の渋滞解消のため、車通 勤から環境にやさしいエコな通勤(徒歩・自転 車・バス・電車等)に転換すること。二酸化炭素 排出量の削減や従業員の事故防止・健康増進など が見込まれる。

#### エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象として、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のこと。

#### SDGs (エスディージーズ)

持続可能な開発目標 (Sustainable

**D**evelopment **G**oal**s**) のこと。2015(平成 27)年 9月の国連サミットで採択され、持続可能な社会 の実現に向けて、2030(令和 12)年までを目標に 世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組の こと。

### FCV(エフシーブイ 燃料電池自動車)

FCV は **Fuel Cell Vehicle** の略称で、水素を使って燃料電池で電気を作り、モーターで自動車を走らせる。走行中に二酸化炭素は排出しない。

#### 温室効果ガス

大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称。大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。人間の活動によって増加した主な温室効果ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等(HFC、PFC、SF6、NF3)がある。

#### ゚ゕ゚

#### カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。2020(令和2)年10月に、国は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

#### 外来種

国外や国内の他地域から人為的にもちこまれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物種。このうち、もちこまれた地域の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

#### 化石燃料

動物や植物の死がいが地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のこと。主なものに、石油、石炭、天然ガスなど。

### 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標にした、行政上の政策目標であり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの。

#### 光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの 紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性 物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響のほか、 農産物など植物へも影響を与える。光化学オキシ ダントに起因するスモッグを光化学スモッグと いう。

### 【さ】

#### 再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの 化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰 り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総 称。具体的には、太陽光や水力、風力などの自然 エネルギー、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリ サイクルエネルギーをさす。2012(平成24)年7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気 の調達に関する特別措置法」が施行された。これ は再生可能エネルギーからつくられた電気を、電 力会社が固定価格で一定期間買い取るものであ る。2022(令和4)年4月に改正され、「再生可能エ ネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」 となった。再生可能エネルギー発電設備の適切な 廃棄のための費用の外部積立の義務化や認定失 効制度等が制度化された。また、これまでの固定 価格での買取制度(FIT 制度)に加えて、電力需 要に連動して、売電価格に対して一定の補助額を 上乗せした買取制度(FIP 制度)が創設された。

#### 山里

里山とは、木材の採取や炭焼、肥料となる落葉の採取、食糧や生活用材の採取などに繰り返し利用されていた山のことで、近くの集落や農地と併せて里地里山とよんでいる。人の営みと自然が共存してきた環境であり、近年は、自然と身近にふれあえる空間として再評価されている。

#### 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に処理業者に帳票(マニフェスト)を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した帳票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。

#### 指標種

生態学的によく研究され、生息できる環境条件 が限られていることが判明している生物を指標 生物、もしくは環境指標種(指標種)と言う。

特に生息できる環境が限られ、かつ環境の変化 に敏感な性質を持つ種を選定し、その分布状況等 の調査をすることによって地域の環境を類推・評 価することができる(生物指標)。

#### 循環型社会

循環型とは、廃棄物などの発生を抑制し、資源 やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を進 めることをいい、資源採取、生産、流通、消費、 廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、循環 資源の利用や廃棄物等の発生抑制などの取組に より、新たに採取する資源をできる限り少なくす る社会のこと。

#### 食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本 来食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと。

### 3R(スリーアール)

#### (リデュース・リユース・リサイクル)

廃棄物の発生抑制(リデュース Reduce)、製品や部品などの再使用(リユース Reuse)、使用済み製品などの原材料としての再生利用(リサイクル Recycle)の総称。栃木県はとちぎオリジナルとして、3 R に加えて、本当に必要なものかどうかよく考える(リシンク Rethink)、不必要なものはきちんと断る(リフューズ Refuse)、捨てるときに分別する(リファイン Refine)を入れて6

Rを推進している。

#### 生物多様性

森や草地、水田、河川、海辺などの多様な自然の中で、多くの種類の生きものが互いにつながりを持ちながら、生息・生育することをいう。遺伝子・生物種・生態系の3つの多様性が密接につながって成り立つ。

#### 創エネ

創エネルギーの略称。太陽光・風力・地熱・水力・バイオマスなどを利用して、エネルギーを創りだすこと。

#### 【た】

#### 脱炭素社会

温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。 国は2050 (令和32) 年に温室効果ガスの排出を 全体としてゼロにすることを目指している。

#### 暖温帯性植物

生態地理学的には地球表面は赤道から極地に 向かって、熱帯、亜熱帯、温帯、亜寒帯、寒帯、 極帯に分けられるが、その境界には厳密な基準は ない。

暖温帯は温帯のうち温暖な地域を表すもので、 主として、常緑広葉樹林が成立する。

暖温帯性植物としては、常緑性のシイ・カシ類 (町ではアラカシ、シラカシ、ウラジロガシなど) や常緑性シダ類や草本 (町ではベニシダ、ヤブラ ンなど) が挙げられる。

(生態の事典 沼田 真編 東京堂出版 1976)

### 地球温暖化

二酸化炭素やメタンなど、人の活動に伴って排出される温室効果ガスの大気濃度が増加することにより、地球の平均気温が上昇する現象。その影響は気温の変化にとどまらず、地球規模での気候変動、海面の上昇、農作物への影響、疫病の流行等が指摘されている。

#### 畜エネ

蓄エネルギーの略称。蓄電池等を利用して、エネルギーを貯めておいて、必要に応じて使えるようにすること。

#### 特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

#### t-CO<sub>2</sub> (トンシーオーツー)

温室効果ガスの発生量(重量)を表す単位。6 種類の異なる温室効果ガスを CO<sub>2</sub>基準で換算し て重量で表したもの。

#### 【な】

#### 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の一つで、重油や石炭等を燃焼した際に発生するばい煙の中に含まれる。大気汚染の原因物質で、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

#### 二酸化炭素(CO2)

炭素(C)の酸化物の一つで、炭酸ガスともいう。 石油や石炭、木材をはじめとして炭素を含むあらゆるものの燃焼や、生物の呼吸などで発生する。 植物の生育に欠かせない重要な物質である一方、 地球温暖化の要因として排出削減が求められている。

#### 二酸化窒素(NO2)

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の 一つで、石油やガスなどを燃焼したときに発生する。大気汚染の原因物質で、工場や自動車などが主な発生源となっており、呼吸器など人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

#### 【は】

#### バイオマス

バイオ (bio 生物資源) とマス (mass 量) を表す概念で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。具体的には、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物、稲わら、もみ殻、木質廃棄物等が挙げられる。

#### BOD (ビーオーディー)

BOD は **B**iochemical **O**xygen **D**emand の略称で、生物化学的酸素要求量ともいう。水中に存在する有機性汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要な酸素量で、この数値が高いほど汚れている。

#### PHV・PHEV(ピーエイチブイ・ピーエイチイーブ イ プラグインハイブリッドカー)

PHV は Plug-in Hybrid Vehicle の略称、PHEV は Plug-in Hybrid Electric Vehicle の略称で、外部から充電できるハイブリッド車のこと。ハイブリッド車と違い、外部からも充電できるため、ガソリンの消費を抑えることができる。

#### 微小粒子状物質(PM2.5)

大気中に浮遊している直径が2.5  $\mu$ m以下の小さな粒子のこと。浮遊粒子状物質(SPM)よりもはるかに小さい粒子で、気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、ぜんそくや気管

支炎など人体への影響が大きいと考えられている。

#### フードドライブ

家庭や企業などで使い切れずに余っている食品を持ち寄り、それらを福祉団体や施設、フードバンク等に届ける活動。町でも2019(令和元)年から実施している。

#### フードバンク

家庭や企業で、まだ食べられるのに捨てられる 食品を福祉団体や施設等に無償で提供する活動 や団体のこと。

#### 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 μm 以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがある。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。

#### [b]

#### ライフサイクル・アセスメント

#### (LCA: Life Cycle Assessment)

製品等に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送などすべての段階を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法のこと。

#### 冷温帯性植物

冷温帯は温帯のうち冷涼な地域を表すもので、 森林植生としては夏緑林が成立する。

冷温帯植物は、落葉性の植物が多い。例えばブナ科の落葉広葉樹 (ブナ、ミズナラなど) や町で確認されたツノハシバミ、ミヤマイボタなどの低木性落葉広葉樹、春植物と言われるカタクリ、イチリンソウ、ニリンソウ、アマナ類などの草本が挙げられる。

(生態の事典 沼田 真編 東京堂出版 1976)

### レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物等について、絶滅への危険度に応じてランク付けし、それらの生息状況などを取りまとめたものである。最新のレッドデータブックとして、環境省は、2014(平成26)年に「レッドデータブック2014」を発行している。栃木県は、2018(平成30)年に「レッドデータブックとちぎ2018|を発行している。

#### レッドリスト

レッドデータブックに掲載すべき絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップした資料。 最新のレッドリストとして、環境省は2020(令和4)年にレッドリスト 2020 を公表した。栃木県は2018(平成30)年に第3次レッドリストの一部見直しを公表した。



益子町キャラクターマーク

マシコット

### 第3次益子町環境基本計画

2023 (令和5) 年3月

問い合わせ先 〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030 番地 益子町 民生部 環境課 TEL 0285-72-8101

FAX 0285-72-6430

益子町ホームページ http://www.town.mashiko.tochigi.jp/